

管内概況

平成29年版



国土交通省
九州運輸局 福岡運輸支局

目 次

I 福岡県の概況

1 地勢	1
2 福岡県の人口	1
3 福岡県の交通インフラ整備	1
4 福岡県における主要交通網の概況	2

II 管内の業務別概況

1 企画調整・総務企画関係業務	
・福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み	3
・福岡県における倉庫の概況	6
・旅客輸送の概況	7
2 輸送関係業務	
・バス輸送の概況	8
・貸切バス輸送の概況	9
・レンタカーの概況	9
・タクシー輸送の概況	10
・自動車運転代行の概況	13
・貨物事業の概況	13
3 監査関係業務	
・自動車運送事業の監査の概況	15
4 登録関係業務	
・自動車登録の概況	18
5 整備・保安・検査関係業務	
・自動車検査制度及び点検整備制度の概況	24
・自動車整備事業の概況	25
・自動車の事故・公害関係の概況	26
・街頭検査の実施状況	27
6 海事関係業務	
・運航関係事業の概況	28
・港湾運送事業の概況	31
・船舶関連事業の概況	32
・船舶登録の概況	33
・モーターボート競走の概況	34
・船舶検査の概況	35
・船員関係業務の概況	35
・船員労働安全衛生関係業務の概況	36
・海技資格及び水先関係業務の概況	37
・船員職業安定関係業務の概況	37
・運航労務監理官関係業務の概況	38
・外国船舶監督業務の概況	39
7 独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部関係業務	
・独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部の仕事	40

III 運輸支局等の概況

1 沿革	
・福岡運輸支局等の概況	43
・福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革	44
・若松海事事務所の沿革	45
2 主な所掌事務	
・福岡運輸支局等の主な業務内容	46
3 管轄区域	47

福岡県の概況

1. 地勢

福岡県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がり、筑紫山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの川があります。川沿いには平野が広がり自然に恵まれています。九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めています。福岡、東京間880キロメートルに対して、福岡、上海間は890キロメートルとほぼ同距離にあり、福岡、ソウル間は540キロメートルと、朝鮮半島や中国大陆に極めて近い位置にあります。福岡県の面積は、約4,986平方キロメートルで、全国29位の大きさです。(平成29年)

2. 福岡県の人口

福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を持つ福岡県の人口は、平成29年4月1日現在509万8,153人(推計)です。また、福岡県には28市、30町、2村があり、これら60市町村(平成26年4月5日現在)は地理的、歴史的、経済的特性などから、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の4地域に分けられています。

3. 福岡県の交通インフラ整備

(1) 道 路

主要国道として、北九州から福岡を経由して県の西側を南北に縦断する国道3号線の外、県の東側に国道10号線があり、国道200号、201号、209号、210号などが縦横に整備されています。

高速自動車道は、国道3号線にほぼ並行するように北九州～福岡～久留米を経由して南北に縦断する九州自動車道、鳥栖から大分方面に県南部を東西に大分自動車道が、県西部には西九州自動車道、県東部には東九州自動車道が開通(平成28年4月)しました。

都市高速道路は、福岡市と北九州市に整備されており、福岡市においては、市西部から南部を経由する外環状線(福岡都市高速5号線)が平成24年7月に全線開通し、放射環状型の自動車専用道路ネットワークが整備されました。

また、地域間の連携強化及び広域的な交流を促進するため、国道443号山川バイパス、国道442号八女筑後バイパス、国道385号三橋大川バイパスなど、幹線道路の整備が進んでいます。

(2) 鉄・軌道

新幹線は、山陽新幹線が北九州から福岡まで整備されている外、九州新幹線鹿児島ルートが平成23年3月に全線開業しました。長崎ルートについては、平成24年6月に武雄温泉～長崎間を一体的な事業として工事実施計画が認可され、概ね10年後の完成を目指し工事が進められています。

JR線は、国通3号線沿いに鹿児島本線、国道10号線沿いに日豊本線があり、その外、筑豊本線、久大本線、筑肥線、日田彦山線、篠栗線が整備されています。

民鉄線としては、西日本鉄道が太宰府線、甘木線の支線を含めた福岡から大牟田までの天神大牟田線、及び福岡から新宮町までの貝塚線、筑豊電気鉄道が北九州から直方まで、第三セクターとして、甘木鉄道が甘木から佐賀県基山まで、平成筑豊鉄道が行橋から直方まで整備されています。

また、都市鉄道・軌道として、福岡市内には地下鉄線が3路線、北九州市内にはモノレール1路線が整備されています。

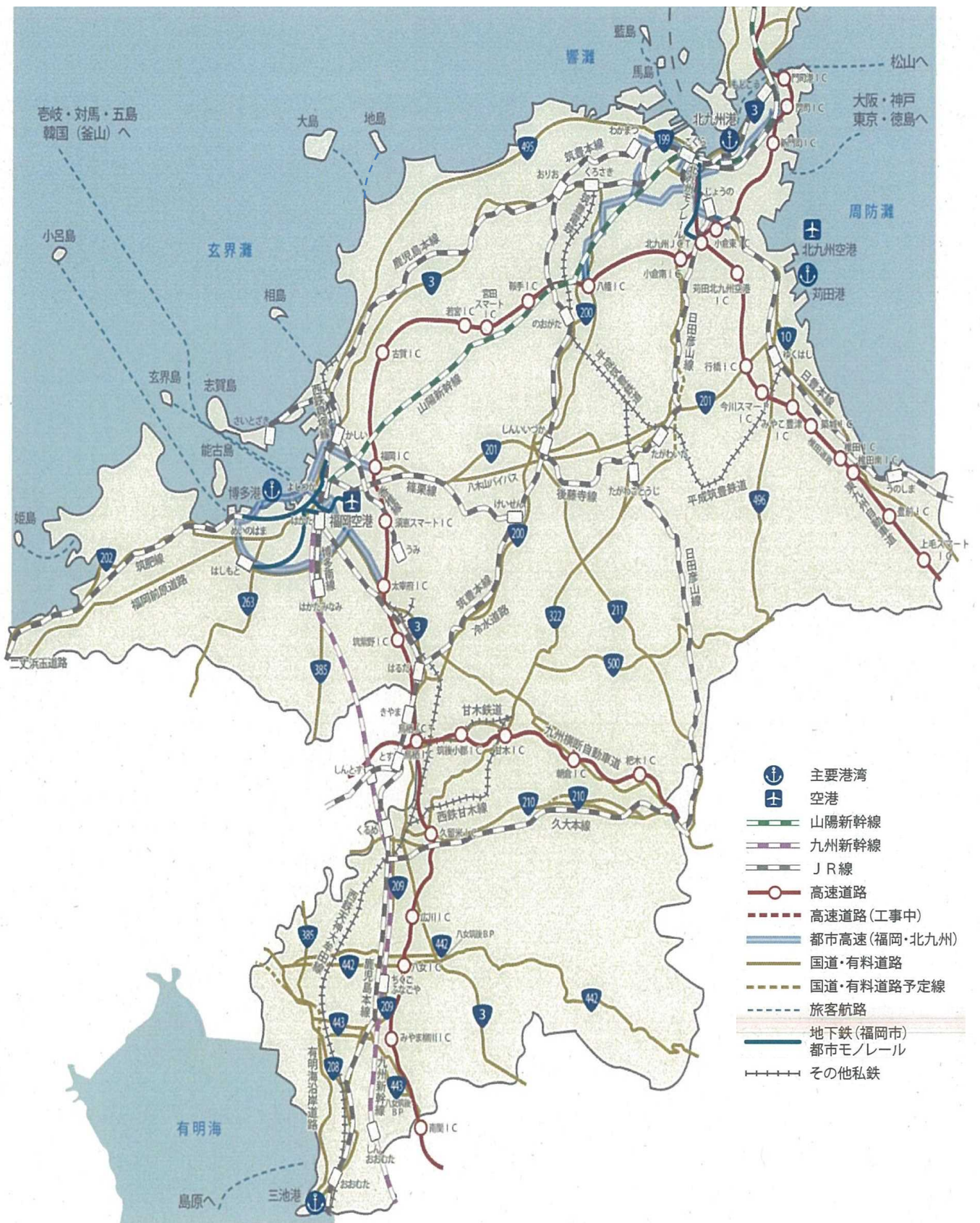
(3) 港湾・空港

港湾は、国際拠点港湾の北九州港と博多港、重要港湾の苅田港と三池港があり、北九州港には太刀浦、ひびきコンテナターミナル、博多港はアイランドシティ、香椎パークポートのコンテナターミナルが整備拡張されています。

空港は、福岡空港と北九州空港があり、北九州空港は24時間対応型の海上空港として整備されています。

また、福岡空港は現在、国内線側の平行誘導路二重化事業により、構内道路再編、エプロン改良等を実施しています。

福岡県における主要交通網の概況



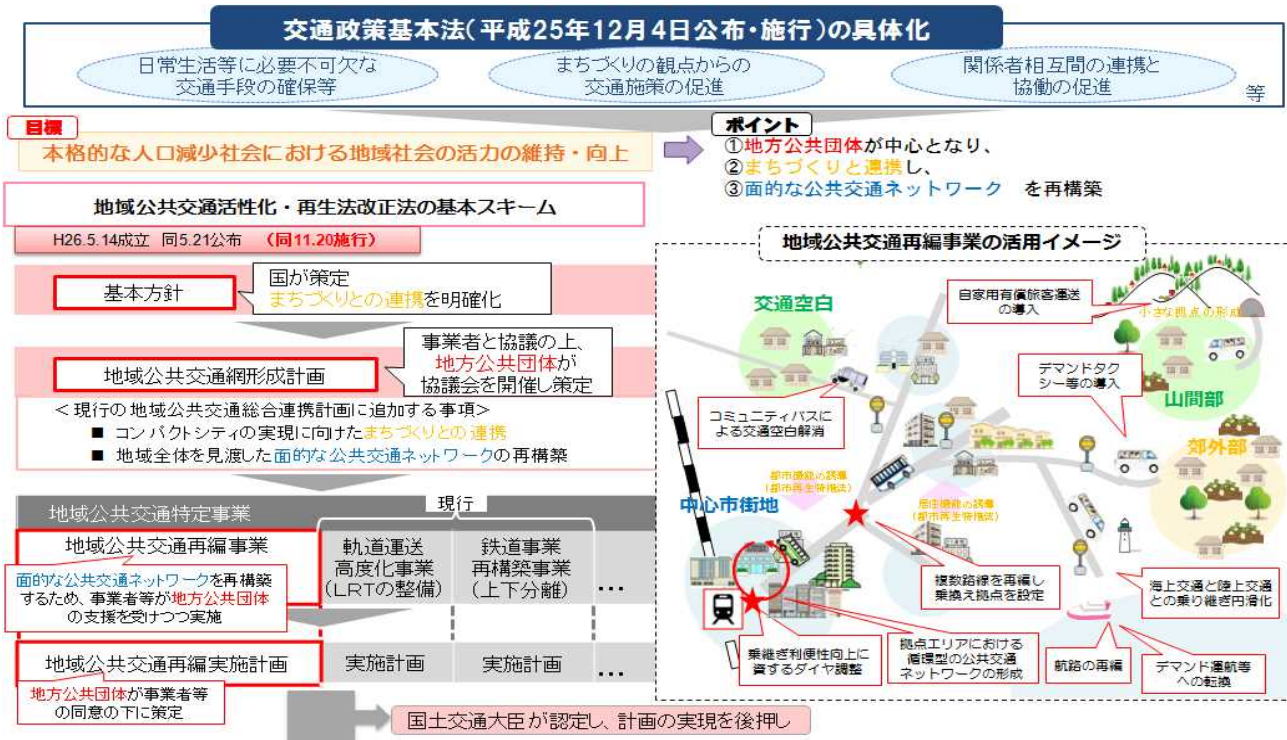
福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み

企画調整担当

① 住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組み

平成26年5月に地域公共交通活性化・再生法が改正され、交通政策基本法(平成25年12月公布・施行)の基本理念に則り、①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的公共交通ネットワークを再構築する仕組みが再構築された。

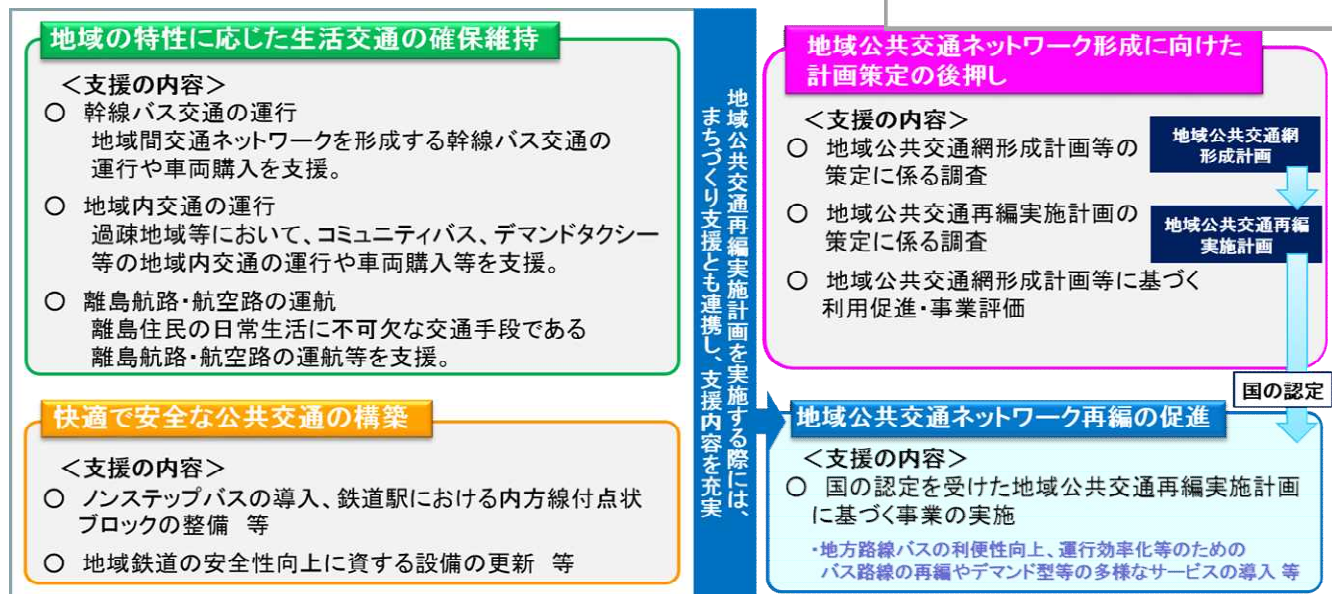
管内の同法に基づく地域公共交通網形成計画(「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」)を策定する動きについては、平成26年度には3自治体が策定、平成27年度には8自治体が策定、平成28年度には3自治体が策定、平成29年度は3自治体が策定を完了し、さらに5自治体が計画策定に取り組み中である。この4年間で管内60自治体中17自治体が計画策定が完了し、5自治体が現在、計画策定に取り組み中である。



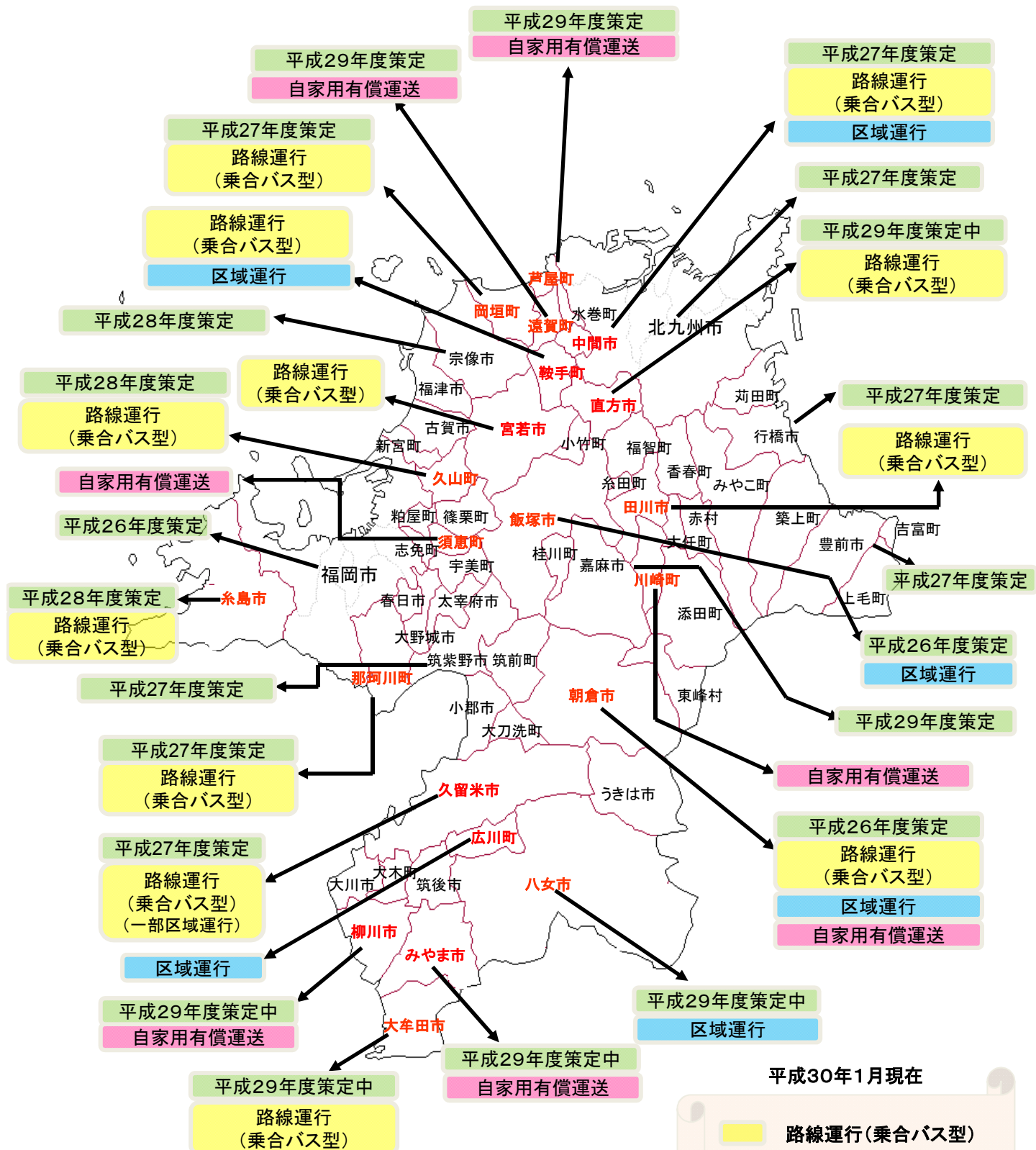
② 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

平成30年度予算額 209億円
(対前年度比 0.98)



福岡県における地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通網形成計画策定及び地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金交付状況)



※自治体名の朱書きは、平成30年度生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の認定を受けている自治体

③ 地域公共交通網形成計画 策定状況（全国）

■ 改正地域公共交通活性化再生法の施行(平成26年11月)以降、平成30年1月末までに、**335件**の地域公共交通網形成計画が策定され、**21件**の地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣により認定

北海道	函館市	福島県	福島市	千葉県	東金市	福井県	福井市・大野市・勝山市・あわら市・坂井市・永平寺町 (大ちびん鉄道沿線地域)	三重県	津市	岡山県	井原市	佐賀県	佐賀県	
	深川市		会津若松市		鴨川市				四日市市				高梁市	佐賀県・唐津市・玄海町
	岩見沢市		郡山市		君津市				伊勢市				瀬戸内市	伊万里市
	千歳市		伊達市		八街市				松阪市				玉野市	鹿島市
	釧路市		南相馬市		南房総市		福井市・鯖江市・越前市・越前町 (福井鉄道沿線地域)		伊賀市				倉敷市	小城市
	美唄市		喜多方市		佐倉市				名張市				津山市	吉野ヶ里町
	帯広市		柳井町		大網白里町				尾鷲市				真庭市	上峰町
	岩内町		石川町		長岡市		鯖江市		鳥羽市				久米南町	
	白糠町		相模町		大多喜町		岐阜県		亀山市					
	白老町		西郷村		水戸市		高山市		紀北町					
仁木町	茨城県	水戸市	東京都	和歌山県	橋本市	広島県	三原市	佐賀県	佐賀県					
安平市		日立市	神奈川県	京都府	津川市		三次市	大村市						
青森県	斜里町		下妻市		福知山市		広島市	松浦市						
	青更町		常陸太田市		京都府・綾部市・南丹市・京丹波町 (JR山陰本線沿線)		東広島市	長崎県・諫早市・雲仙市・島原市・南島原市						
	青森県		かずみがうら市		各務原市		岡崎市	熊本県・嘉島町						
	八戸市		神橋市		関市		江田町市	八代市						
	弘前市		行方市		多治見市		北広島町	水俣市						
	三沢市		久夫市		海津市		坂町	会志市						
	五所川原市		稲敷市		飛騨市		大崎上島町	人吉市						
			上浦市		大垣市・桑名市・海津市・養老町・神戸町・掛麦田町・池田町 (養老鉄道沿線地域)		安芸太田町	大津町						
	鎌ヶ沢町		龍ヶ崎町		長岡市		神石高原町	美里町						
	八幡平市		潮来市		阿賀野市		宇都宮市	和光市						
岩手県	釜石市		つくば市		富山県	新奥田町		山口県	宇都宮市					
	釜石市		上北市			見附市			鹿野市					
	大館町		横川市			富山市			光市					
	矢野町		秋田市			魚津市			長門市					
	湯沢市		雄物川市			小矢部市			美津市					
	鹿角市		由利本荘市			高岡市・氷見市・砺波市・南砺市 (越中・氷見線沿線地域)			山陽小野田市					
	大仙市		大田原市			松本市・山形市			下松市					
	仙北市		能治市			飯田市・松川町・森森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・秦桑村・喬木村・豊丘村・大鹿村			高松市					
	にかほ市		宇都宮市・芳賀町			飯田市・松川町・森森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・秦桑村・喬木村・豊丘村・大鹿村			小豆島町・土庄町					
	北秋田市		塩谷町			飯田市・松川町・森森町・阿南町・阿智村・平								

再編実施計画について、
・既に認定を受けた団体: 桃色
・策定意向のある団体: クリーム色

※106の地方公共団体が、平成29年度中に地域公共交通網形成計画の策定を検討中

④ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

平成30年度予算額 96億円の内数
(対前年度比 1.13)
【平成29年度補正予算額 50億円の内数】

○ 訪日外国人旅行者数4,000万人、6,000万人の実現に向けて、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、滞在時の快適性・観光地の魅力向上や、観光地までの移動円滑化等を支援する。

具体的な取組

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

公共交通機関における多言語化、無料Wi-Fi整備その他の移動円滑化の取組を支援

＜支援メニュー一例＞

■多言語化、タブレット端末の整備



■トイレの洋式化



■無料公衆無線LAN環境の整備



■交通系ICカード



■段差の解消(エレベーター、スロープ)



■ホームドア



■公共交通機関のユニバーサルデザイン化
(ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー等)



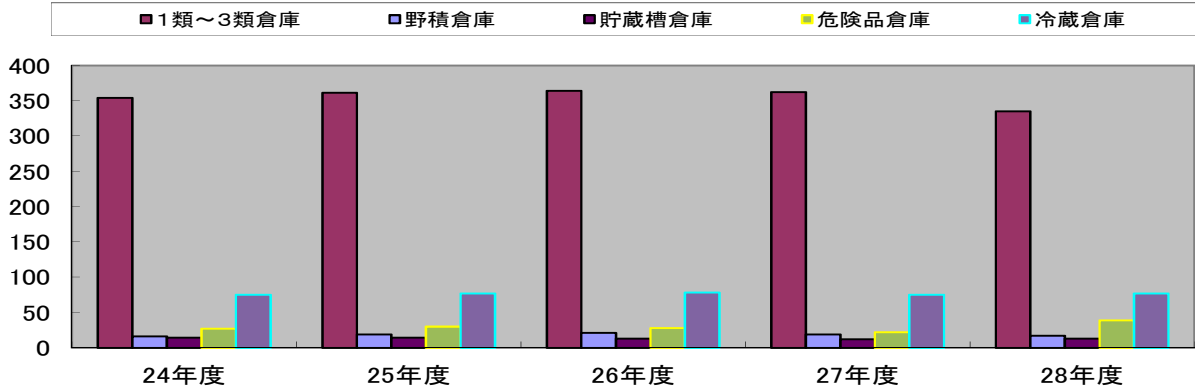
福岡県における倉庫の概況

総務企画担当

管内の平成28年度末の事業者数は、普通倉庫335社、冷蔵倉庫77社で、それぞれ九州管内の約51%、約37%となっている。

庫腹量は、1～3類倉庫2,809千㎡、野積倉庫287千㎡、貯蔵槽倉庫501千㎡、危険品倉庫163千㎡、冷蔵倉庫2,131千㎡となっている。

1. 福岡県事業者数



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	九州管内
1類～3類倉庫	354	361	364	362	335	658
野積倉庫	16	19	21	19	17	29
貯蔵槽倉庫	14	14	13	12	13	39
危険品倉庫	27	30	28	22	39	69
冷蔵倉庫	75	77	78	75	77	206

2. 倉庫事業庫腹量

(単位: 千㎡)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	九州管内
1類～3類倉庫	2,399	2,578	2,635	2,732	2,809	4,703
野積倉庫	289	300	297	294	287	794
貯蔵槽倉庫	637	637	627	626	501	1,644
危険品倉庫	65	119	109	109	163	493

(単位: 千㎡)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	九州管内
冷蔵倉庫	2,037	1,997	1,997	2,058	2,131	4,507

3. 保管実績

(1) 普通倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

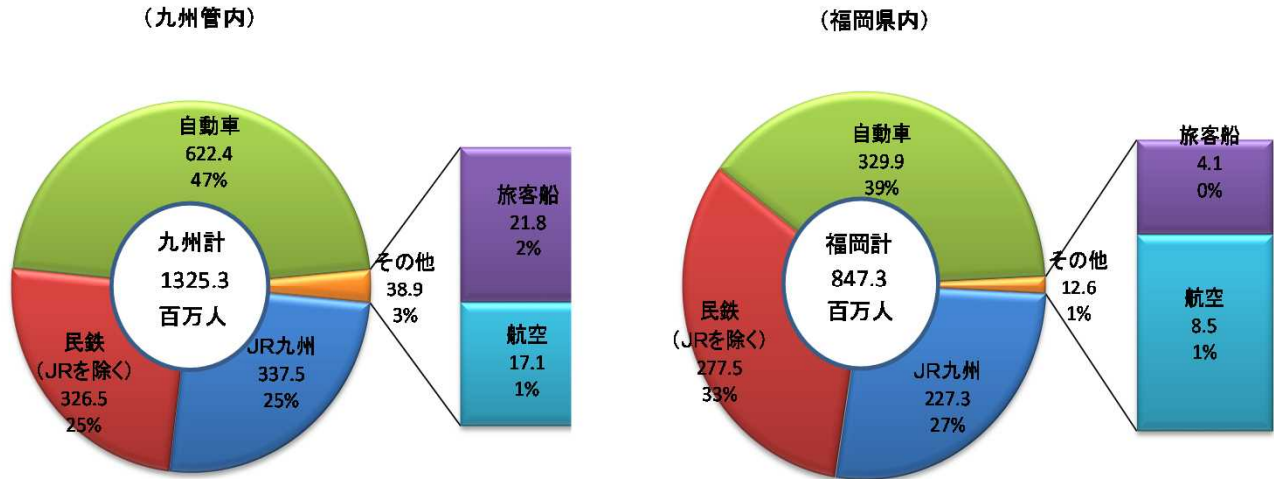
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	九州管内
農水産品	1,961	1,773	1,861	1,732	1,733	6,196
金属	1,044	860	874	849	751	7,692
金属製品機械	1,190	1,403	1,073	961	936	1,407
窯業品	49	63	60	67	49	80
化学工業品	1,171	1,357	1,311	1,324	1,343	3,014
紙・パルプ	665	651	638	590	581	1,054
繊維工業品	75	81	76	77	73	88
食料工業品	1,869	1,947	1,572	1,850	2,046	3,523
雑工業品	484	552	682	792	881	1,294
雑品	3,212	3,794	2,647	4,966	2,423	8,953

(2) 冷蔵倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

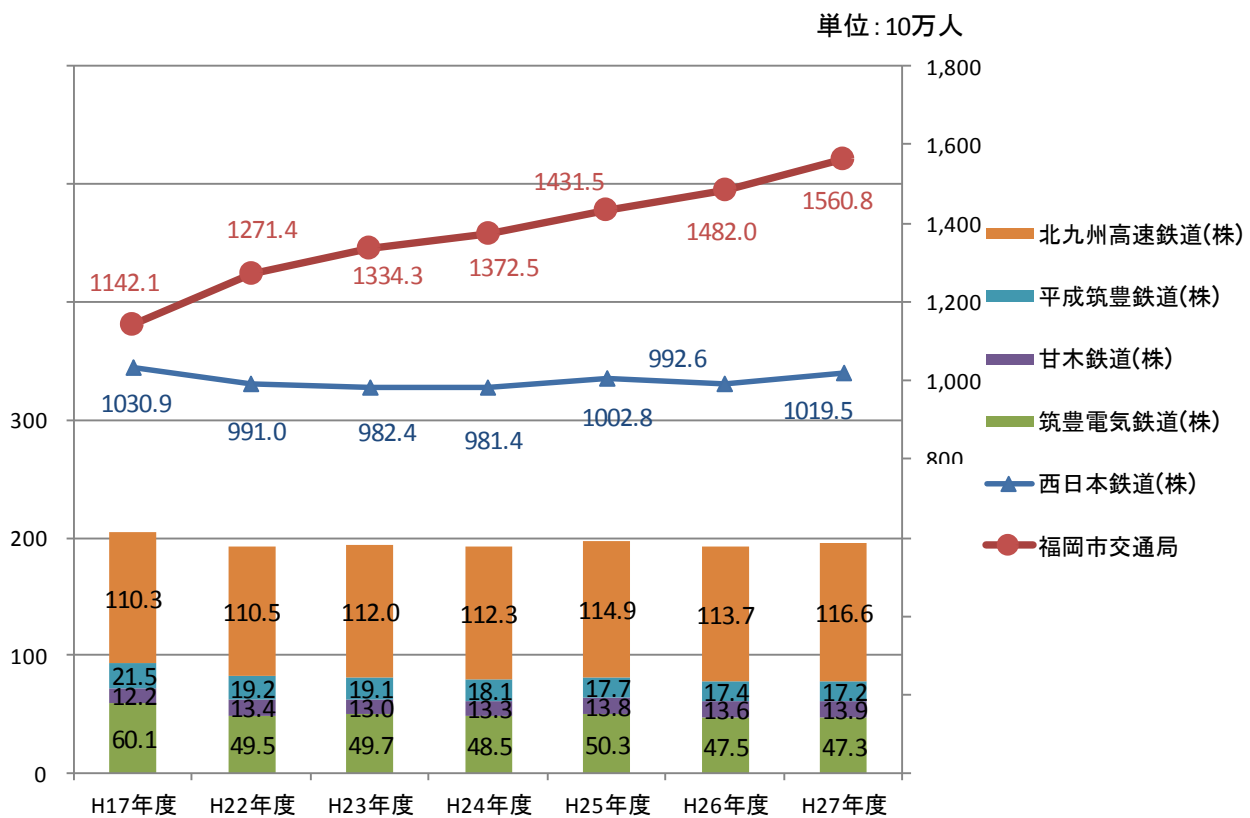
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	九州管内
生鮮水産品	5	8	12	17	8	18
冷凍水産品	213	209	211	207	209	540
塩干水産品	60	53	53	59	53	86
水産加工品	32	32	35	40	32	61
畜産品	151	149	154	158	149	386
畜産加工品	195	201	212	145	201	323
農産品	77	89	89	89	89	229
農産加工品	78	74	76	125	74	201
冷凍食品	423	436	443	460	436	662
その他	79	79	82	72	79	163

1. 輸送機関別旅客流動人員比率



資料: 国土交通省旅客地域流動調査 (平成27年度)

2. 鉄道・軌道の輸送人員の推移 (福岡県関係)



(注) 甘木鉄道は、佐賀県分も含む

資料: 「九州運輸要覧」鉄道・軌道・輸送人員の推移

乗合バスの概況

輸送担当

県内に本社を置く乗合バス事業者は15者で、車両数2,947両を保有し、平成28年度の輸送人員は273,206千人となっている。

福岡県における乗合バスの輸送人員は、昭和39年の564,739千人をピークに、以降はモータリゼーションの進展や地下鉄をはじめとする都市新交通の拡充、交通渋滞に伴う定時性確保困難等による利便性の低下からバス離れが進み、年々減少している。

このような状況を改善するため、バス事業者においても100円バスや1,000円・2,000円バスの運行、バス乗り継ぎ割引や高齢者用フリー定期券の設定等、創意工夫を活かした取り組みを行っている。

また、交通信号と連動した都市新バスシステムやバス接近表示システム、公共車両優先システム(PTPS)、バス高速輸送システム(BRT)等を導入し、走行環境改善と利用者の向上に努めている。

地方部においては、利用者減少に伴いバス路線の維持が困難になっていることから、生活交通確保のためにコミュニティバスや乗合タクシー等の導入が進んでいる。

1. 乗合バス輸送数量等の推移

年度別	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ	営業収入
	(両)	(km)	(千人)	(千キロ)	(千円)
H 2年度	3,603	9,242	370,266	180,562	69,069,141
H12年度	3,316	8,026	295,353	183,510	63,694,791
H17年度	3,264	9,278	292,704	184,846	58,328,670
H23年度	3,000	9,211	272,204	166,366	53,835,109
H24年度	2,995	10,217	272,596	162,264	53,622,082
H25年度	2,983	18,074	274,177	161,170	54,446,755
H26年度	2,962	20,927	272,819	162,743	53,949,412
H27年度	2,978	20,456	273,971	159,184	54,525,247
H28年度	2,947	22,164	273,206	154,986	54,519,247

2. 県内事業者の概況

(平成29年3月末現在)

事業者名	所在地	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ	営業収入
		(両)	(km)	(千人)	(千キロ)	(千円)
北九州市	北九州市	97	174.11	5,925	3,195	1,033,779
西日本鉄道(株)	福岡市	1,843	4,480.79	189,048	90,800	37,190,681
堀川バス(株)	八女市	34	162.89	691	1,215	151,984
JR九州バス(株)	福岡市	71	1,408.95	1,820	6,202	1,268,483
九州急行バス(株)	福岡市	46	173.3	859	7,142	1,670,873
(株)甘木観光バス	朝倉市	12	146.5	180	421	40,773
西鉄バス久留米(株)	久留米市	43	282.21	1,504	1,674	268,506
西鉄バス大牟田(株)	大牟田市	37	201.06	1,949	2,097	429,539
西鉄バス筑豊(株)	飯塚市	98	438.63	4,064	5,340	923,973
西鉄バス宗像(株)	宗像市	40	314.75	2,231	2,135	438,385
西鉄バス二日市(株)	大野城市	57	224.83	3,062	2,253	642,405
西鉄バス北九州(株)	北九州市	514	743.5	61,321	23,400	8,717,998
西鉄高速バス(株)	福岡市	36	1,898.30	433	5,743	1,160,910
(株)ロイヤルバス	福岡市	13	8,070	69	2,079	388,284
(株)天領バス	福岡市	6	3,444	50	1,290	192,674

県外事業者の概況

- 昭和自動車(株)
(本社 佐賀県唐津市)
配置車両数 (県内)
(乗合)79両
(貸切)48両

前原営業所を中心に福岡市西部、糸島市一円の路線と唐津～博多間の運行

- 西鉄バス佐賀(株)
(本社 佐賀県佐賀市)
県内に営業所はなく、佐賀市を拠点として小郡市を運行

貸切バスの概況

輸送担当

管内の貸切事業者は、乗合兼業者14者、貸切専業者120者（平成28年度末現在）であり、昭和45年度に547両であった保有車両が平成28年度末では2,068両に増加している。

貸切バス事業は、レジャー・研修・旅行等の利用者ニーズの拡大や多様化、高速道路の整備、車両の高級化等を背景に近年まで順調に推移してきたが、平成4年度以降は景気が低迷し、需要も小口・近距離化の傾向にある。

平成12年2月から需給調整規制廃止、免許制から許可制への移行を盛り込んだ改正道路運送法が施行され、事業者数、車両数ともに増加傾向にあり、事業を取り巻く景況環境はますます厳しさを増している。

こうした中、平成28年1月に軽井沢スキーバス事故が発生し、同年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が出され、許可更新制の導入、貸切バス適正化センターを新たに立ち上げ、適正化のために民間指定機関による巡回指導を行うなど、安全・安心な貸切バスの運行を実現するために再発防止策を実施しているところである。

貸切バス車両数の推移

	S45年度	S55年度	H02年度	H12年度	H17年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
車両数	547	642	850	1,144	1,430	1,413	1,612	1,670	1,718	1,865	2,068

レンタカーの概況

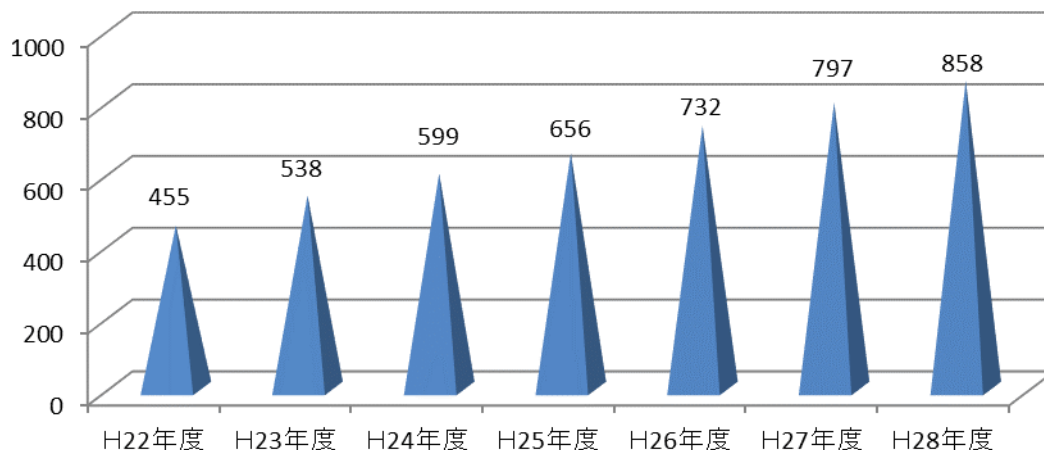
輸送担当

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

さらに、訪日外国人旅行者の利用件数も大幅に増えており、高速道路利用にかかる割引商品の利用者増に向けた取組や、日本の交通ルールやガソリンスタンドの使用方法等の案内を記載したドライブマニュアルの作成といった事故防止に向けた取組も行っている。

レンタカーの事業者数の推移

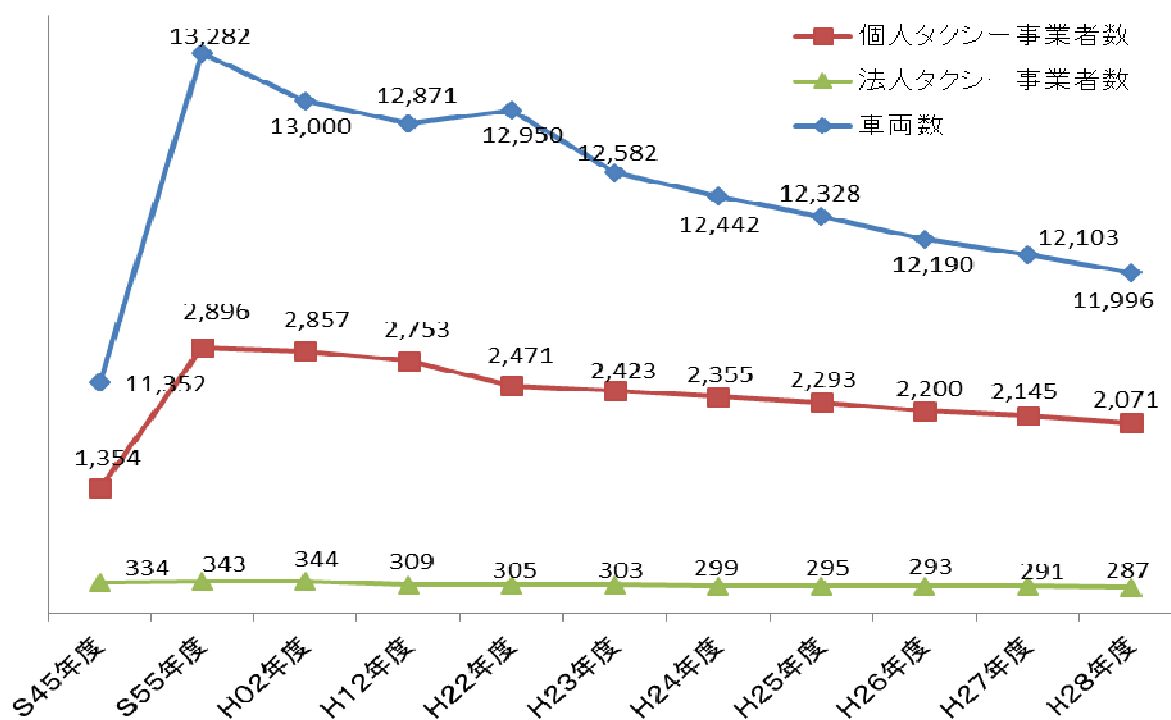


県内におけるタクシー事業は、法人タクシー事業者数510者（一般287者、福祉限定事業者223者）、個人タクシー事業者数2,071名、法人タクシー車両数10,387両（一般9,925両、福祉462両）、個人タクシー車両数2,071両の合計12,458両で、1両当たり県民人口（福祉車両を除く）は425人となっており、昨年度と比較して車両数で法人タクシー車両数は22両減少（一般33両減少、福祉11両増加）、個人タクシーは74両の減少となっている。

タクシーは、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスや夜間・早朝を問わない24時間の対応が可能など、利用者の多様なニーズにきめ細かく柔軟に対応できるなど、地域にとって欠くことのできない公共交通機関である。しかしながら、輸送需要が低迷する中、供給過剰による収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化が生じている等、様々な問題を抱えており、地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況にある。福岡県においては、平成26年1月に改正された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、特定地域として「福岡交通圏」「北九州交通圏」「久留米市」が、準特定地域として「筑豊交通圏」「大牟田市」が指定され、各地域において適正化及び活性化に取り組んでいるところである。

今後、高齢化の進展や観光需要の増大を見込んで、ユニバーサルタクシーの導入やIT（情報技術）やAI（人工知能）を利用した新たなサービスの実施など、新たな需要を見いだすための取組が期待されている。

1. タクシー事業者数・車両数の推移



※「法人タクシー事業者数」は福祉限定事業者を除く
 ※「車両数」は個人タクシーを含み、福祉車両を除く

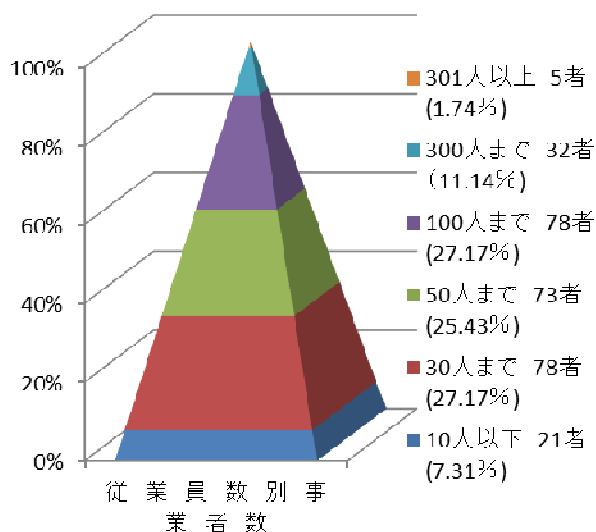
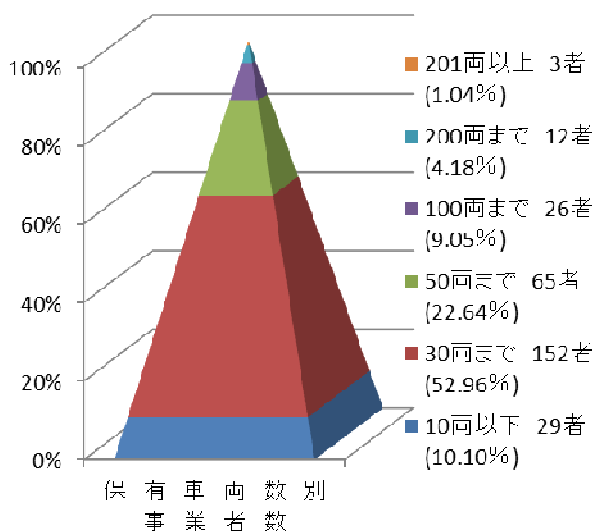
2. タクシー輸送実績の推移



※福祉限定事業者を除く
※個人タクシーを含む

3. 規模別タクシー事業者数(法人287者)

平成29年3月31日現在



4. 福岡県営業区域別タクシー事業者・車両数

平成29年3月31日現在

営業区域別	①	②	③	④	⑤
福岡交通圏	111	4,639 1,576	64	132 83	360
北九州交通圏	79	2,825 388	41	111 71	351
久留米市	27	615 90	14	36 21	495
大牟田市	10	195 17	15	17 16	589
宗像交通圏	7	184	5	9 3	856
筑豊交通圏	15	415	11	22 14	203
うきは市	3	54	0	5 0	536
小郡市	3	41	2	4 4	1,416
筑後市	3	57	2	4 4	850
柳川市	4	86	5	12 12	773
大川市	2	28	2	2 2	1,218
八女市	6	75	7	22 21	842
朝倉郡筑前町・東峰村	4	19	1	1 1	1,651
嘉麻市	6	54	1	4 2	695
嘉穂郡桂川町	2	21	1	2 2	634
朝倉市	6	73	2	6 6	704
三井郡大刀洗町	1	5	0	0 0	3,035
三潞郡大木町	2	9	0	0 0	1,560
八女郡広川町	2	21	0	0 0	957
みやま市	4	40	3	3 2	931
田川交通圏	5	175	41	38 37	706
京築交通圏	18	278	16	33 32	346

- ・①は当該地域に営業所を置く事業者数
 - ・②は福祉車両を除く一般タクシーの車両数で、下段は個人タクシー車両で内数
 - ・③は福祉輸送事業限定事業者数
 - ・④は福祉車両の車両数で、下段は福祉輸送事業限定事業者の車両数で内数
 - ・⑤は当該地域における1車当たり人口(福祉車両を除く)
- ※車両数は支局への届出台数

自動車運転代行の概況

輸送担当

自動車運転代行業は、飲酒した者によって自動車運転する役務を提供する事業として社会的にニーズは高く、飲酒運転の防止等に一定の役割を果たしてきたところであるが、一方では原則自由に営業することができたため、一部において旅客運送類似行為や料金の不正收受等が見受けられるなど業務の適正運営が課題となっていた。

このような状況を受けて、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通安全及び利用者の保護を図るため「自動車運転代行業の適正化に関する法律」が平成14年6月1日から施行された。

自動車運転代行業を営もうとする者は、公安委員会の認定を受けるとともに、安全運転管理者の選任、料金及び約款の掲示、保険契約の締結及び運転者に対する二種免許の義務付け等の遵守事項が定められている。

なお、第4次地方分権一括法の施行に伴い、平成27年4月1日より自動車運転代行業の認定等にかかる国土交通大臣の事務・権限は都道府県知事へ移譲されている。

貨物事業の概況

輸送担当

○福岡県内に事業所を有する事業者数及び車両数の推移は下表のとおりである。

昭和62年度からは内需拡大を要因として、また平成2年の物流二法の施行による免許制から許可制に移行したことにより事業者数・車両数とも大幅な増加傾向を示していたが、近年は景気低迷や、燃料の高騰等により経営環境が悪化し市場撤退が進み、平成25年度よりほぼ横ばいとなっている。

ドライバー不足の深刻化により、物流の効率化や生産性の向上、労働環境の改善が喫緊の課題となっており、改善に向けた取組の一環として、平成29年11月に標準貨物自動車運送約款等の改正を行った。今後もさらなる環境整備に向けて、荷主と運送事業者の協力・連携が必須となる。

1. 貨物自動車運送事業者数の推移

	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般	1,056	1,290	1,442	1,981	2,241	2,870	2,871	2,923	2,965
軽貨物		859	3,779	5,848	6,437	5,844	5,777	5,778	5,781
特積み	28	31	33	37	39	61	64	67	75
特定	89	108	72	50	40	25	25	25	24
霊柩	56	81	93	145	159	185	190	189	187
軽霊柩			116	91	70	67	67	67	43

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

2. 貨物自動車運送事業の車両数の推移

	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般	17,557 (1,957)	25,988 (2,722)	39,599 (3,985)	54,466 (963)	56,798 (515)	58,744 (958)	58,884 (887)	59,937 (883)	61,181 (880)
軽貨物			6,420 <116>	8,703 <91>	9,332 <70>	9,676 <79>	9,630 <82>	9,645 <84>	9,546 <47>
特定	1,363	1,144	782	327	231	301	301	301	299
霊柩	120	167	245	468	513	594	609	618	635

3. 規模別事業者数（一般・特定）

○福岡県内の事業者は、車両数別で見ると、5両までの事業者が580者、6両～30両が1,223者となっており、小規模事業者が大部分を占めている。その構成比は、6両～30両の事業者が全体の半分以上を占めており5両までを含めると80%を上回る。

また、従業員数別で見ても、30人までの事業者が1,602者と全体の約70%となっている。

規模別事業者数（一般・特定）

車両数別（総計 2,194 者 内特定18者）

	1～5両	6～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501～	合 計
事業者数	580	1,223	208	131	34	17	1	2,194
百分率	26.44%	55.74%	9.48%	5.97%	1.55%	0.77%	0.05%	100%

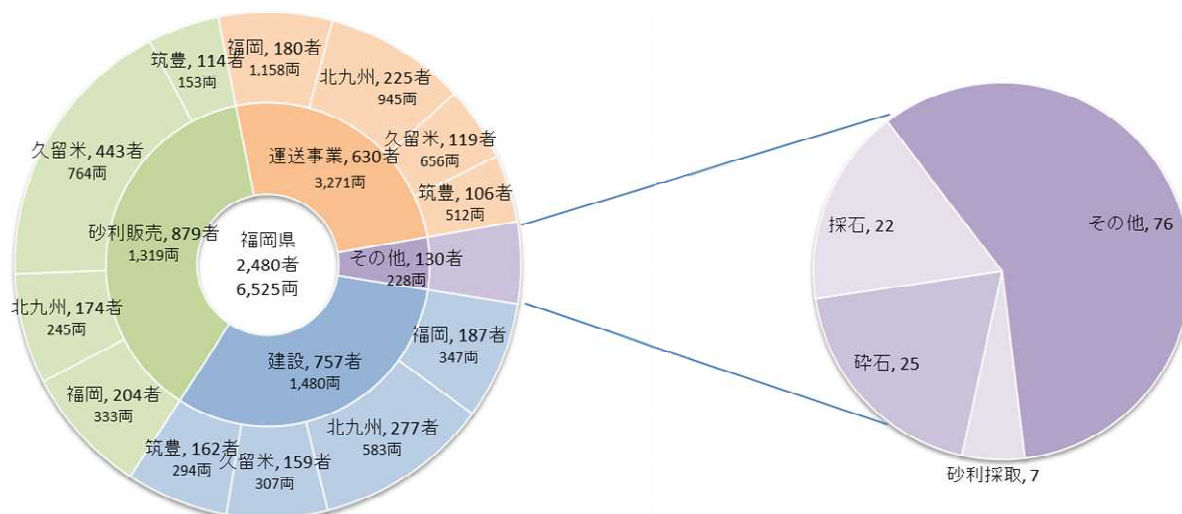
従業員数別（総計 2,194 者 内特定18者）

	1～10人	10～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～	合 計
事業者数	711	891	309	176	72	17	18	2,194
百分率	32.41%	40.61%	14.08%	8.02%	3.28%	0.77%	0.82%	100%

4. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。福岡県内の業種別使用者数及び車両数は下表のとおりである。

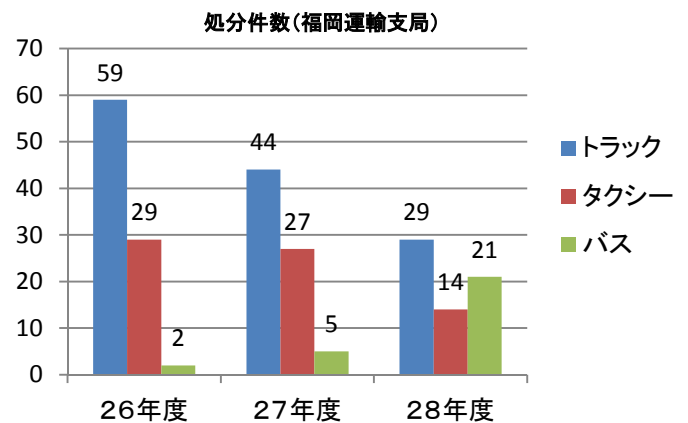
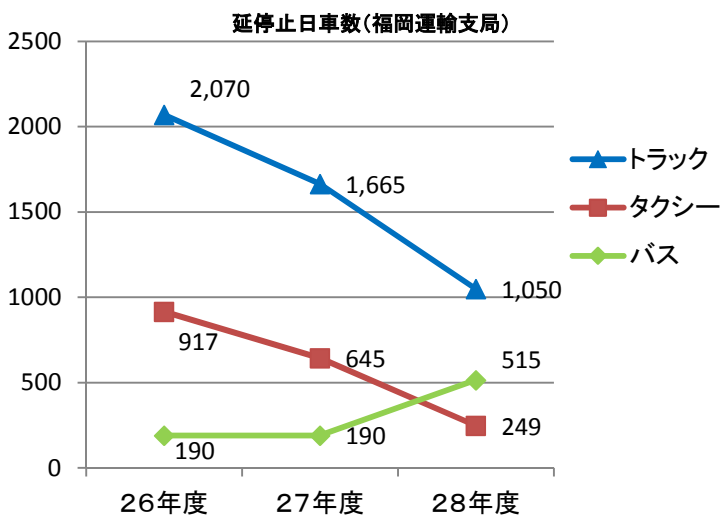
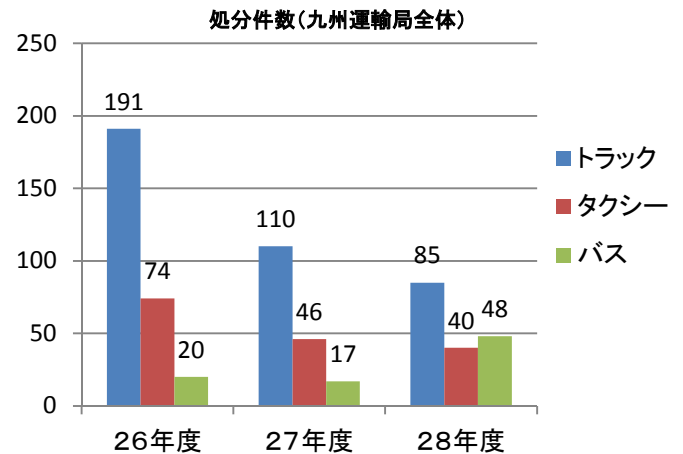
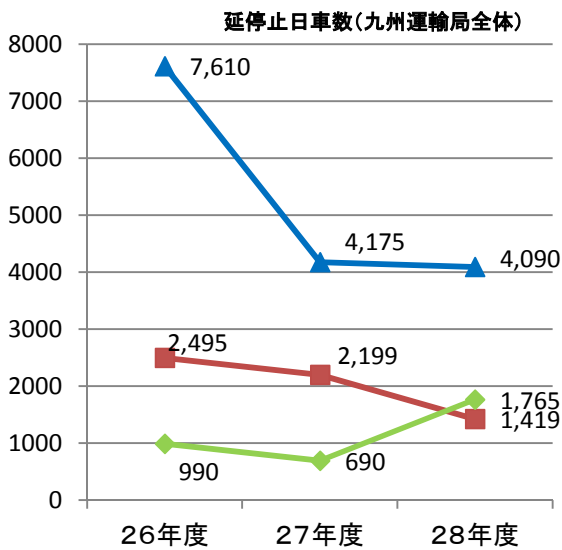
なお、自動車運送事業者は（営）の表示が義務付けられている



輸送の安全確保は運送事業者の最大の責務であり、国土交通省は平成29年6月に、平成32年までに事業用自動車にかかる交通事故の死者数235人以下、人身事故件数23,100件以下、飲酒運転ゼロを目標に「事業用自動車総合安全プラン2020」を公表し、併せて行政処分等の強化を行うこととした。自動車運送事業者監査では、法令等に基づいて運行管理体制等を確認し、是正が必要な場合は行政処分基準に基づき行政処分を行い、輸送の安全確保を図っている。

また、事故防止については事業者自らが率先して安全性を向上させる取り組みが有効であることから、平成18年度から運輸安全マネジメント制度に基づき評価や助言を行っている。

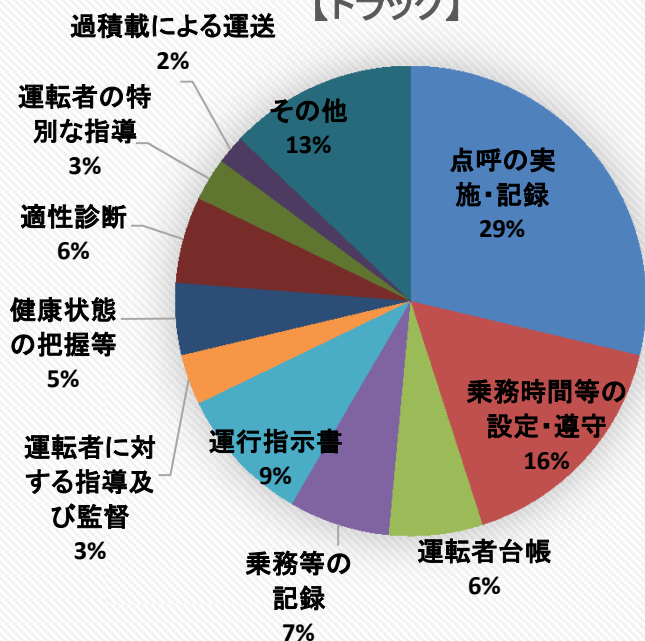
自動車運送事業者行政処分件数等推移



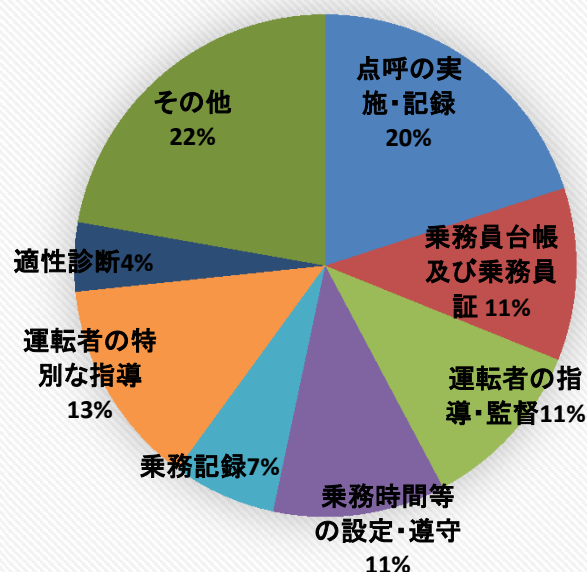
違反項目別行政処分件数(平成28年度)

各事業とも共通して点呼や運転者(乗務員)台帳など運行管理に関する項目の違反が多い。
それ以外では、乗務時間等の設定・遵守違反や運転手の指導・監督違反などの指摘事項が認められる。

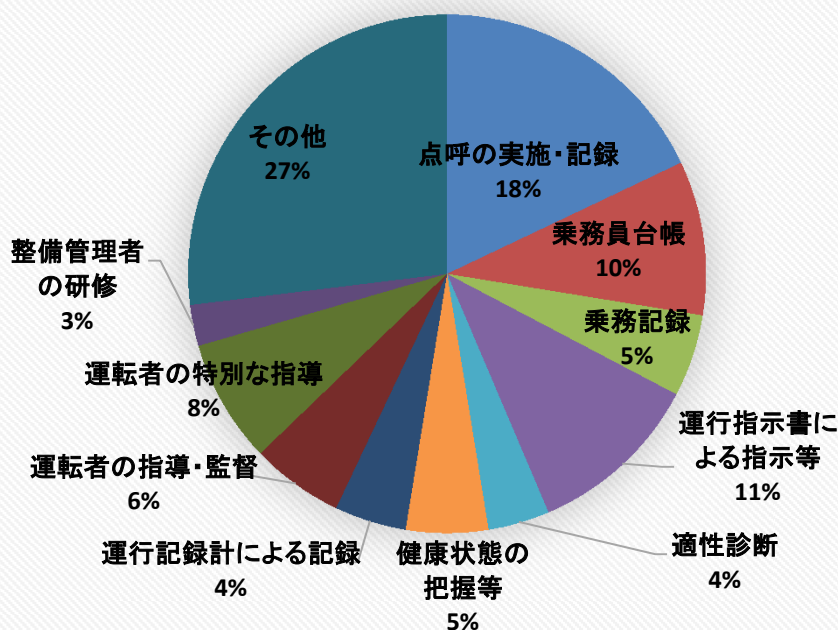
【トラック】



【タクシー】



【バス】

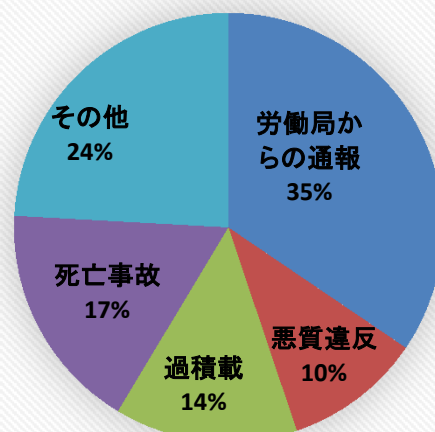


端緒別行政処分状況(平成28年度)

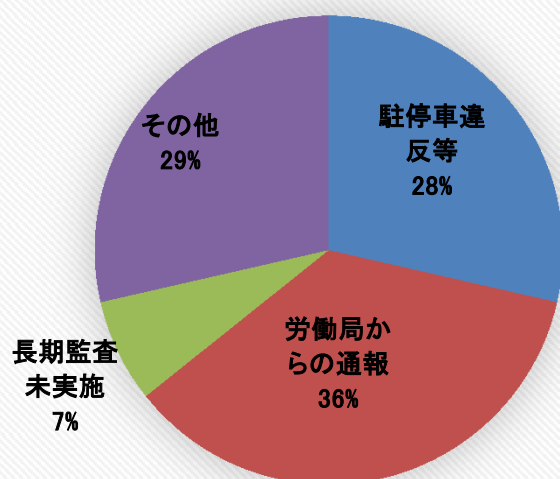
バスにおいては、長期監査未実施が、タクシーにおいては、駐停車違反等、労働局からの通報が多数を占めている。

また、トラックにおいては、運転者の拘束時間等に関する通報(労働局からの通報)、悪質違反(酒気帯び運転等)や死亡事故等の通報(公安委員会からの通報)によるものが多い。

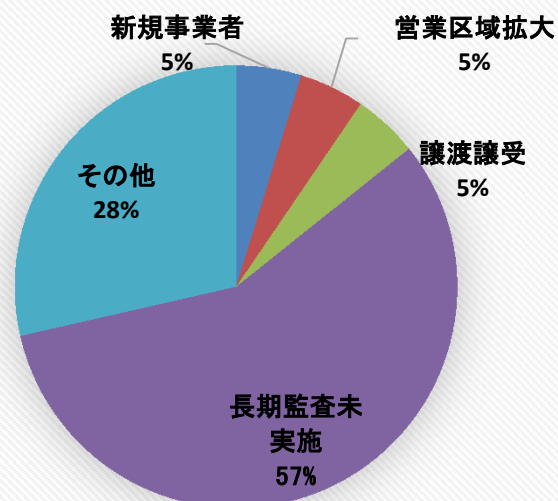
トラック(延停止車両42両、延日数1050日)



タクシー(延停止車両102両、延日数249日)



バス(延停止車両54両、延日数515日)



＜登録の目的＞

自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなります。

＜保有車両数の動向＞

九州管内の保有車両数は、全国の12%を占め、福岡県は九州の35%を占めています。

昭和61年から平成2年までのバブル期に記録的に伸びた後は、成長がやや鈍化します。

特に平成9年4月からの消費税引き上げ以降、その傾向がより顕著となり、保有台数は微増しているものの、ほぼ横ばいとなっています。

＜最近の動向＞

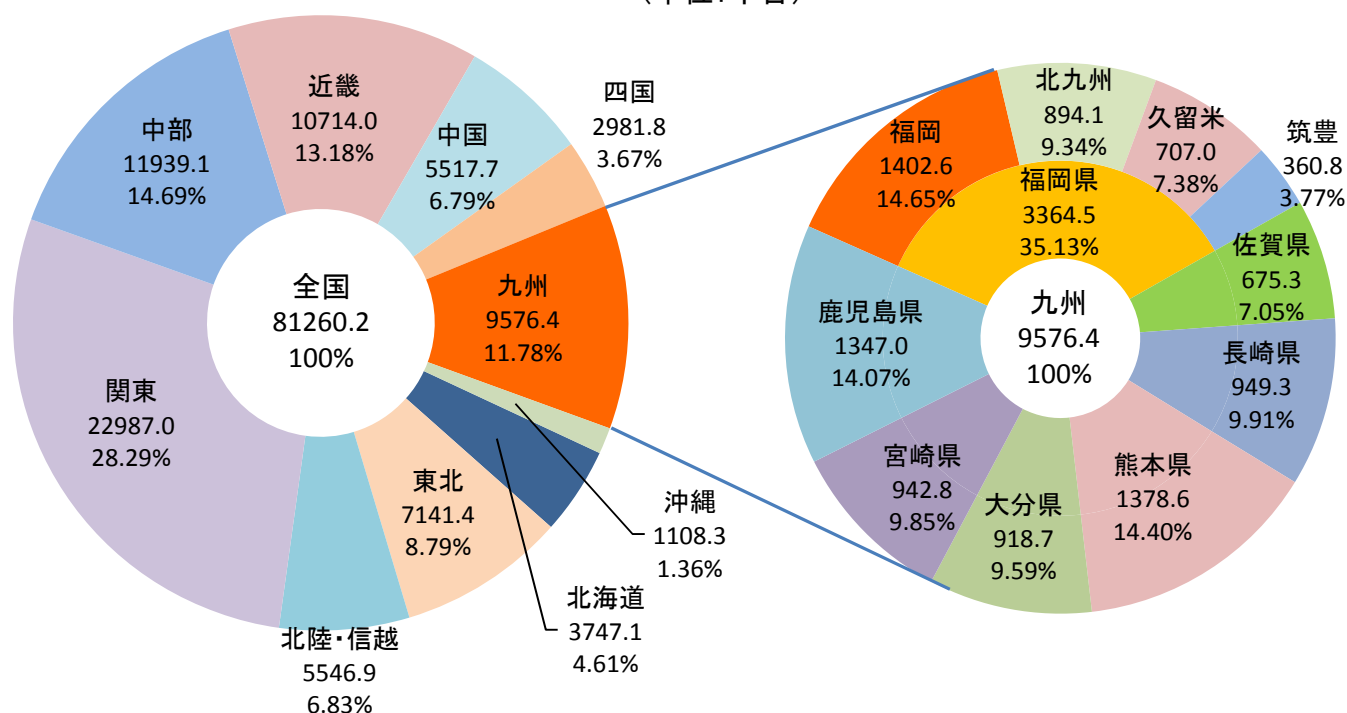
近年、自動車の排気ガス等の環境汚染や誤操作、誤発進等による事故が深刻な社会問題となっているなか、環境や安全性に考慮した自動車の技術開発が急速に進められており、エコカーに対する補助金及び減税も相まって消費者の新車購入志向は低公害、低燃費かつ安全性能が充実したエコカーや軽自動車にシフトしてきています。

これらは、保有車両数の内訳をみると特に乗用車が10年ほど前から減少傾向にあったものが平成27年以降わずかながら増加に転じていることから確認できます。

また、今後日本で開催されるラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの世界規模の大会の機運醸成等のため、特別仕様ナンバーの交付が昨年開始され、更には申請者の負担軽減を目的とした「登録手続きのワンストップサービス(OSS)」が今年2月からスタートしています。

1. 全国及び九州の保有車両数(平成29年3月末現在)

(単位:千台)

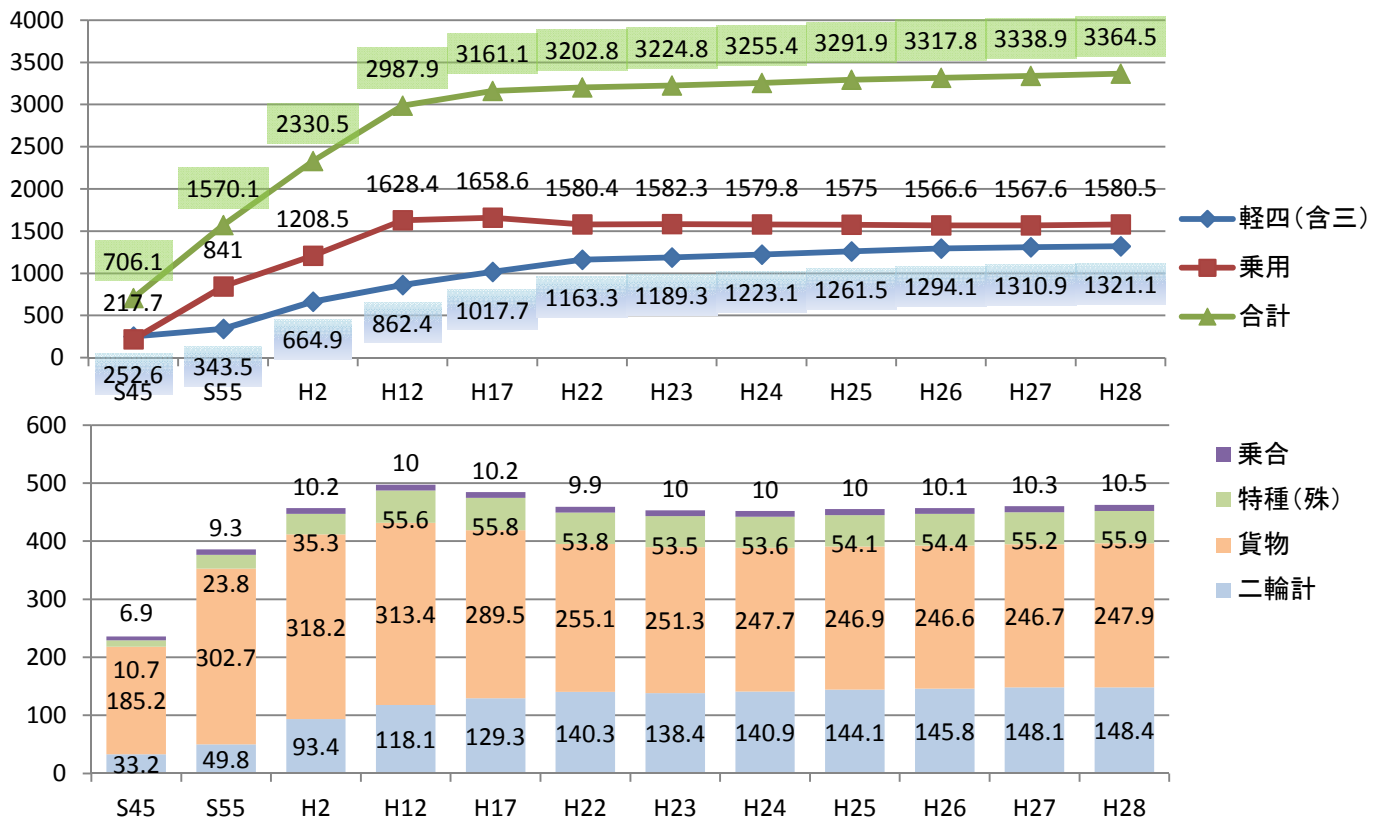


2. 管内支局・事務所別保有車両数(平成29年3月末現在)

用途	車種		業態	福岡県					前年同月の車両数	対前年同月比						
				福岡	北九州	久留米	筑豊	計								
貨物	普通車		自営計	19,480 16,443 35,923	13,683 10,165 23,848	12,879 6,859 19,738	7,112 4,006 11,118	53,154 37,473 90,627	52,783 36,710 89,493	100.7 102.1 101.3						
			小型車		四輪		自営計	63,308 1,030 64,338	37,699 542 38,241	29,586 348 29,934	14,120 167 14,287	144,713 2,087 146,800	144,963 2,081 147,044	99.8 100.3 99.8		
							三輪		自営計	14 2 16	3 0 3	63 0 63	7 0 7	87 2 89	89 2 91	97.8 100.0 97.8
	被けん引車								自営計	105 2,590 2,695	134 6,067 6,201	130 589 719	43 752 795	412 9,998 10,410	383 9,738 10,121	107.6 102.7 102.9
			軽自動車		四輪				自営計	96,504 5,386 101,890	78,589 1,920 80,509	92,508 1,340 93,848	44,516 635 45,151	312,117 9,281 321,398	316,132 9,122 325,254	98.7 101.7 98.8
							三輪		自営計	4 0 4	5 0 5	5 0 5	3 0 3	17 0 17	16 0 16	106.3 0.0 106.3
	貨物計								自営計	179,415 25,451 204,866	130,113 18,694 148,807	135,171 9,136 144,307	65,801 5,560 71,361	510,500 58,841 569,341	514,366 57,653 572,019	99.2 102.1 99.5
					乗合				普通車		自営計	385 2,476 2,861	163 922 1,085	95 611 706	100 305 405	743 4,314 5,057
							小型車				自営計	1,648 331 1,979	1,275 123 1,398	1,004 214 1,218	857 81 938	4,784 749 5,533
	乗合計										自営計	2,033 2,807 4,840	1,438 1,045 2,483	1,099 825 1,924	957 386 1,343	5,527 5,063 10,590
			乗用						普通車		自営計	362,738 1,475 364,213	184,040 487 184,527	124,821 226 125,047	60,506 53 60,559	732,105 2,241 734,346
							小型車				自営計	380,172 5,005 385,177	220,545 3,039 223,584	153,990 1,242 155,232	81,585 621 82,206	836,292 9,907 846,199
	軽四輪車										自営計	352,424 12 352,436	275,514 20 275,534	241,198 10 241,208	125,262 14 125,276	994,398 56 994,454
					乗用計				自営計	1,095,334 6,492 1,101,826	680,099 3,546 683,645	520,009 1,478 521,487	267,353 688 268,041	2,562,795 12,204 2,574,999	2,535,859 12,301 2,548,160	101.1 99.2 101.1
							特種（殊）用途		普通車		自営計	12,395 6,370 18,765	8,138 2,373 10,511	6,285 2,306 8,591	3,467 1,134 4,601	30,285 12,183 42,468
	小型車										自営計	2,208 257 2,465	1,284 129 1,413	1,073 97 1,170	578 35 613	5,143 518 5,661
			軽四輪車		自営計	1,810 375 2,185					1,248 82 1,330	1,123 113 1,236	462 48 510	4,643 618 5,261	4,539 567 5,106	102.3 109.0 103.0
					大型特殊車				自営計	2,902 53 2,955	2,750 47 2,797	1,316 29 1,345	685 1 686	7,653 130 7,783	7,596 127 7,723	100.8 102.4 100.8
	特種（殊）用途計								自営計	19,315 7,055 26,370	13,420 2,631 16,051	9,797 2,545 12,342	5,192 1,218 6,410	47,724 13,449 61,173	47,257 13,076 60,333	101.0 102.9 101.4
			二輪						小型二輪車		自営計	32,066 5 32,071	17,765 0 17,765	13,652 0 13,652	6,799 1 6,800	70,282 6 70,288
					軽二輪車						計	32,648 64,719	25,320 43,085	13,298 26,950	6,858 13,658	78,124 148,412
二輪計		計									64,719	43,085	26,950	13,658	148,412	148,143
登録自動車数合計				881,387	493,608	343,763			176,215	1,894,973	1,879,984	100.8				
検査自動車数合計				913,458	511,373	357,415	183,015	1,965,261	1,950,073	100.8						
軽自動車数合計				489,163	382,698	349,595	177,798	1,399,254	1,388,921	100.7						
合計				1,402,621	894,071	707,010	360,813	3,364,515	3,338,994	100.8						
前年同月車両数				1,385,343	888,964	704,008	360,679	3,338,994	—	—						
対前年同月比				101.2	100.6	100.4	100.0	100.8	—	—						

3. 福岡県内全保有自動車数の推移

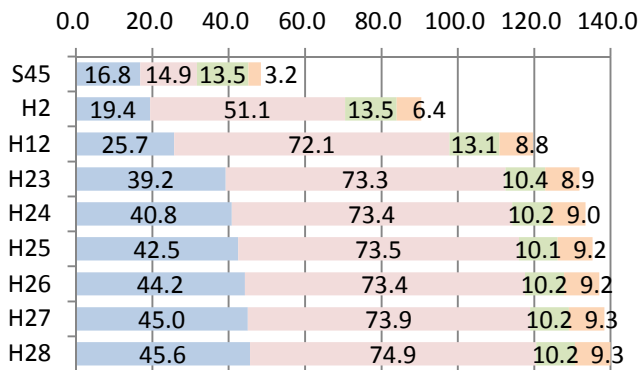
(単位:千台)



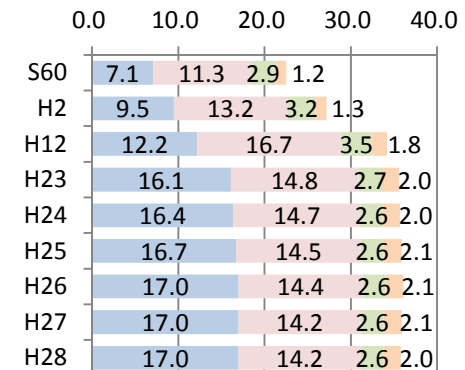
4. 管轄支局・事務所別保有自動車数の推移

(単位:万台) (各年度末)

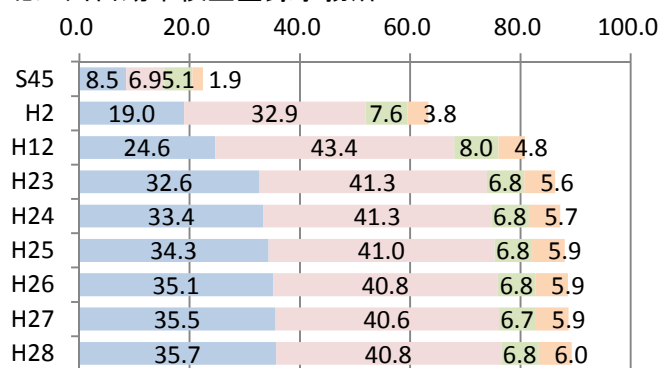
福岡運輸支局



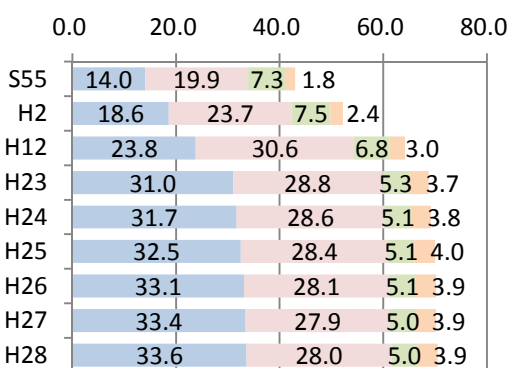
筑豊自動車検査登録事務所



北九州自動車検査登録事務所

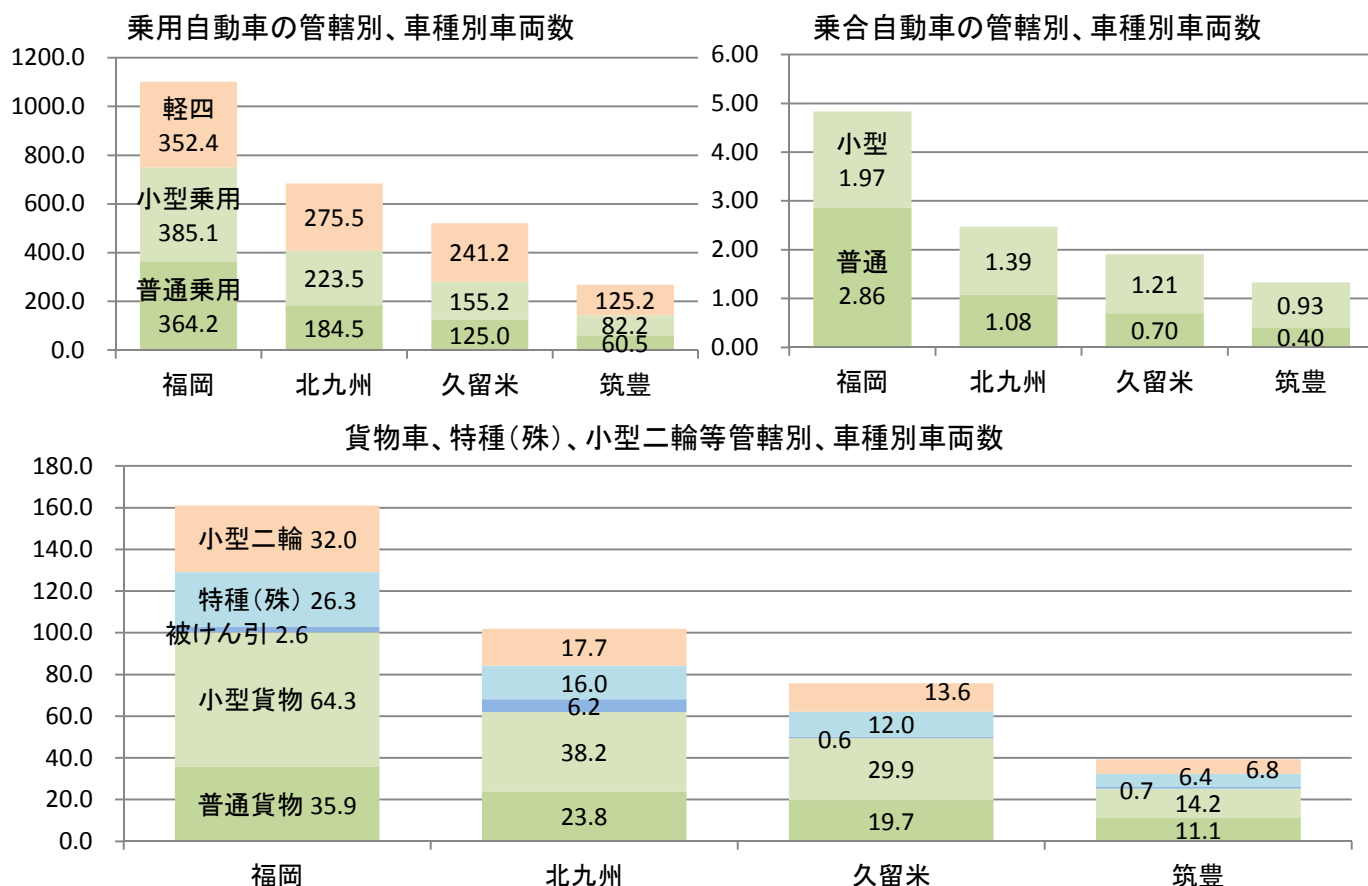


久留米自動車検査登録事務所



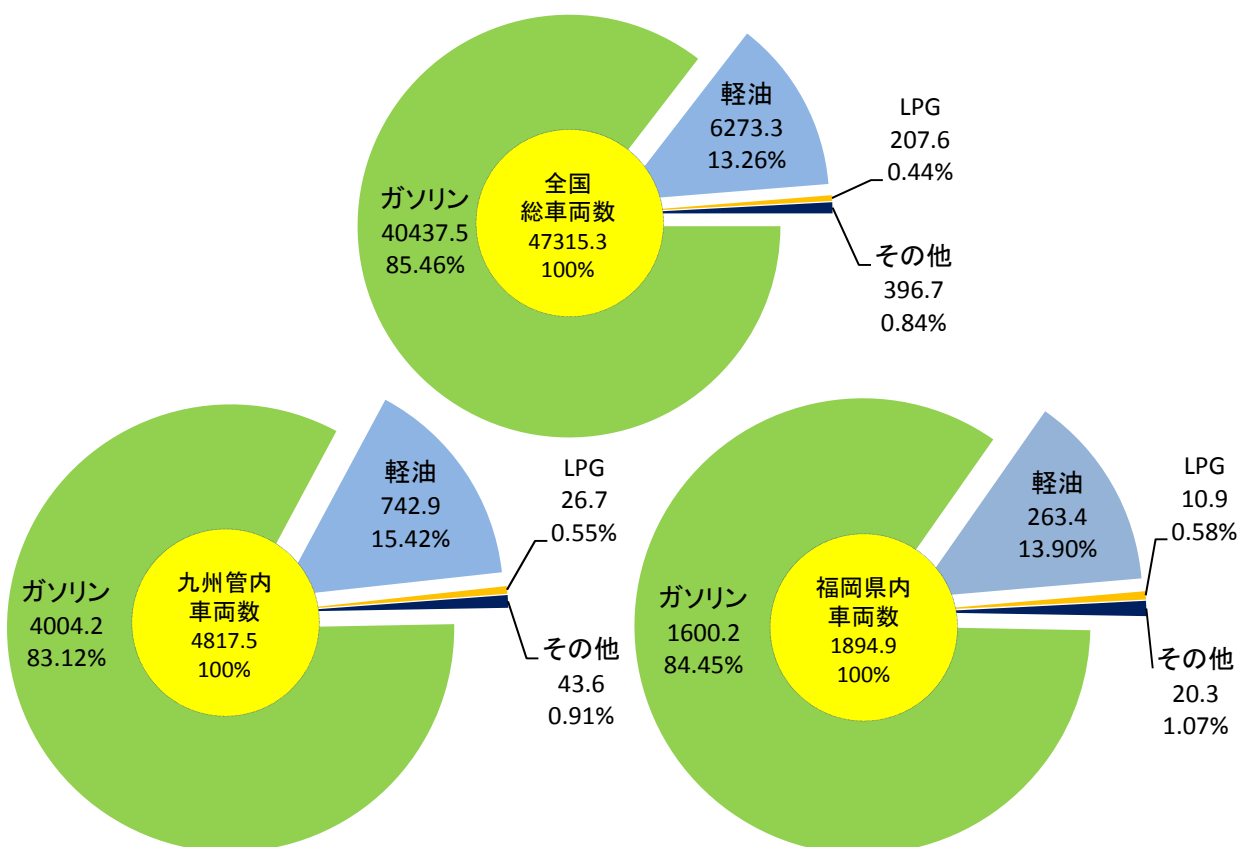
■ 軽四(含三) ■ 乗用 ■ 貨物 ■ 乗合・特種(殊)・小型二輪・軽二輪等

5. 車種別保有車両数(平成29年3月末現在) (単位:千台)



6. 燃料別保有車両数(平成29年3月末現在)(単位:千台)

※軽自動車及び二輪は含まない



7. 管内市群別・市区町村別保有車両数(平成29年3月末現在)

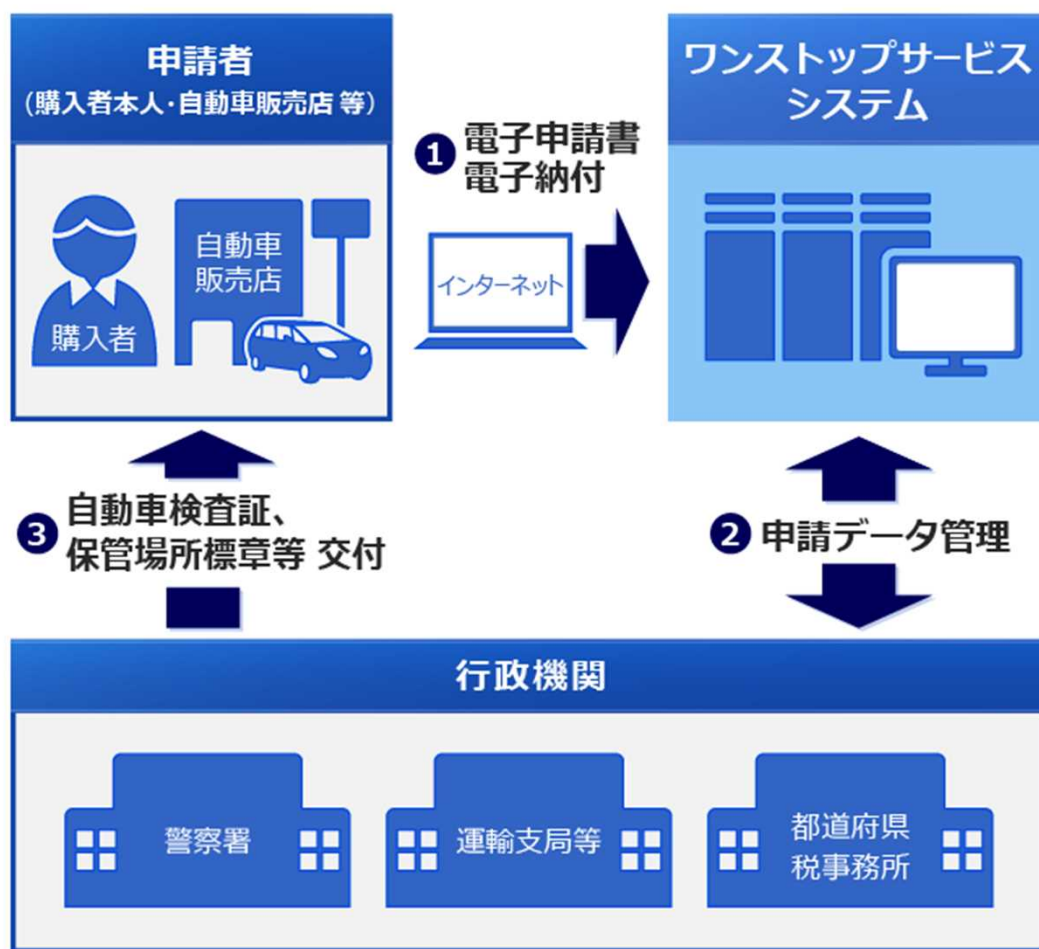
	貨 物					乗 合		乗 用			特 種（殊）			二輪 （小型二輪）	不明	登録車計 （小二合）	軽合計 （軽二輪除く）
	普 通	小 型	被牽引	軽自動車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車		軽四輪車		
				四 輪	三 輪												
福岡市計 （政令移行後）	16,224	39,323	1,590	49,614	6	1,669	894	219,229	221,521	157,359	10,880	1,268	1,162	18,525	26	531,123	208,167
東 区	6,314	7,304	1,256	9,465	0	258	227	43,159	45,786	39,475	3,914	490	278	3,733	9	112,441	49,227
博 多 区	4,093	14,939	109	10,897	1	336	185	39,548	46,148	24,282	2,558	425	247	2,971	5	111,312	35,432
中 央 区	928	3,680	153	4,283	0	202	87	27,403	21,920	8,581	1,177	98	138	1,883	4	57,531	13,006
南 区	1,289	4,804	3	7,166	1	241	139	35,926	34,700	25,298	1,018	80	178	3,084	0	81,284	32,643
西 区	1,782	3,456	28	7,762	3	311	121	27,617	27,849	25,068	1,129	122	129	2,780	4	65,195	32,966
早 良 区	1,238	3,390	35	6,947	1	210	72	29,276	28,477	22,834	746	43	111	2,442	3	65,929	29,896
城 南 区	580	1,750	6	3,094	0	111	63	16,300	16,641	11,821	338	10	81	1,632	1	37,431	14,997
春 日 市	738	1,970	12	3,537	0	19	53	16,065	17,188	17,375	430	92	66	1,569	3	38,136	20,981
大 野 城 市	1,653	3,533	43	3,885	0	158	128	15,876	16,480	16,981	942	296	56	1,338	4	40,447	20,926
筑 紫 野 市	1,183	2,200	35	4,546	0	111	68	15,352	16,790	18,389	1,046	92	116	1,289	3	38,166	23,054
宗 像 市	743	1,418	72	5,369	0	125	117	14,078	18,211	21,459	628	101	101	1,160	0	36,653	26,929
太 宰 府 市	1,091	1,407	113	2,582	0	64	81	10,423	11,683	12,394	643	43	59	916	1	26,464	15,036
古 賀 市	1,772	1,649	43	3,095	0	18	66	8,819	10,371	13,015	1,190	131	98	866	0	24,925	16,208
福 津 市	510	1,083	9	3,304	0	6	57	8,204	10,355	13,084	321	21	43	784	0	21,350	16,431
糸 島 市	1,206	2,331	35	9,274	0	92	148	12,715	15,557	22,784	856	75	118	1,400	0	34,415	32,176
糟 屋 郡	9,983	7,643	736	13,172	0	437	327	35,895	38,926	50,209	3,829	521	309	3,445	7	101,742	63,697
宇 美 町	1,666	1,338	150	2,232	0	147	31	5,796	6,124	9,194	546	153	49	668	1	16,619	11,476
粕 屋 町	2,390	1,704	139	2,792	0	46	48	7,543	8,007	9,896	755	66	42	710	1	21,408	12,731
篠 栗 町	642	613	91	1,562	0	54	74	4,374	5,104	6,939	297	39	24	497	2	11,785	8,527
志 免 町	1,323	1,344	38	2,121	0	7	70	6,982	7,230	8,599	675	45	75	623	0	18,337	10,795
新 宮 町	1,288	1,072	156	1,501	0	120	44	5,244	5,084	5,922	635	66	26	353	1	14,062	7,450
須 恵 町	1,348	1,199	49	2,029	0	0	30	4,497	5,745	7,208	506	114	71	441	2	13,929	9,310
久 山 町	1,326	373	113	935	0	63	30	1,459	1,632	2,451	415	38	22	153	0	5,602	3,408
不 明	26	12	4	0	0	1	1	11	26	0	34	274	0	16	0	405	0
合 計	35,129	62,569	2,692	98,378	6	2,700	1,940	356,667	377,108	343,049	20,799	2,914	2,128	31,308	44	893,826	443,605

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含む。

※平成22年度までに下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
福 岡 市 東 区	糟屋郡志賀町
福 岡 市 早 良 区	早良郡早良町
春 日 市	筑紫郡春日町
大 野 城 市	筑紫郡大野町
筑 紫 野 市	筑紫郡筑紫野町
宗 像 市	宗像郡宗像町、宗像郡玄海町、宗像郡大島村
太 宰 府 市	筑紫郡太宰府町
古 賀 市	糟屋郡古賀町
福 津 市	宗像郡福岡町、宗像郡津屋崎町
糸 島 市	前原市、糸島郡前原町、糸島郡二丈町、糸島郡志摩町

自動車保有関係手続のワンストップサービス



OSS対象地域

	新車購入 (新車新規登録)	定期車検 (継続検査)	その他手続
拡大前 導入済み	岩手、茨城、群馬、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良	—	—
29年新規稼働県	岐阜、広島、沖縄	全47 都道府県	埼玉、東京、神奈川、岐阜、静岡、愛知、大阪、広島、沖縄 抹消のみ：岩手、兵庫、大分
30年1月	北海道、秋田、福島、新潟、島根、山口、佐賀（7県）		北海道、岩手（H30.2運用）、秋田、福島、新潟（運用時期検討中）、兵庫、山口、佐賀（8県）
30年2月 (予定)	宮城、栃木、千葉、和歌山、岡山、福岡 鹿児島（※2月26日稼働開始）（7県）		宮城、栃木、奈良、和歌山、福岡 鹿児島（※2月26日稼働開始）（H30.6運用）（6県）
30年3月 (予定)	大分（1県）		大分（1県）
30年度以降 (予定)	18県		23県

自動車検査制度及び点検整備制度の概況

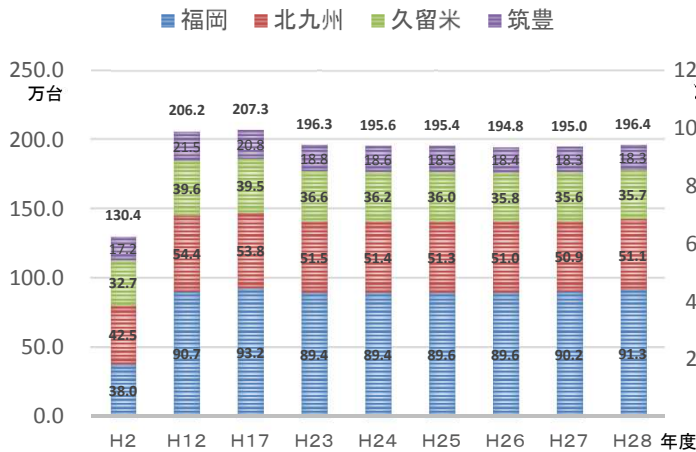
整備担当

自動車の検査対象車両数(軽自動車を除く)は、平成28年度末現在で約196万台となっている。

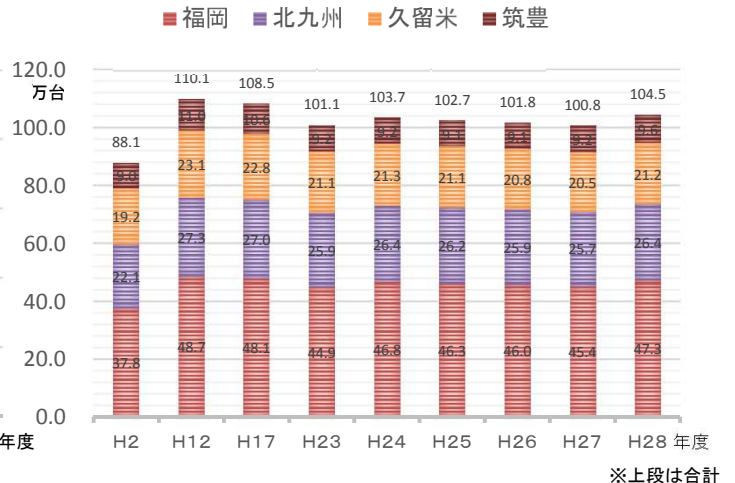
新規検査等(構造等変更検査、予備検査を含む)については、年間約18万9千台、継続検査については、約86万1千台であり、前年度に比べて横ばいとなっている。なお、申請者の負担軽減を目的とした「継続検査手続きのワンストップサービス(OSS)」が平成29年4月1日からスタートしている。

点検整備制度については、近年における自動車を取り巻く社会環境の変化と時代要請に基づき、ユーザー負担の軽減措置等を図るため、自動車の安全確保・公害防止を図りつつ規制緩和が行われ、分解整備の定義の見直し、限定認証制度の導入等が実施されている。

1. 支局・事務所別検査対象車両数の推移

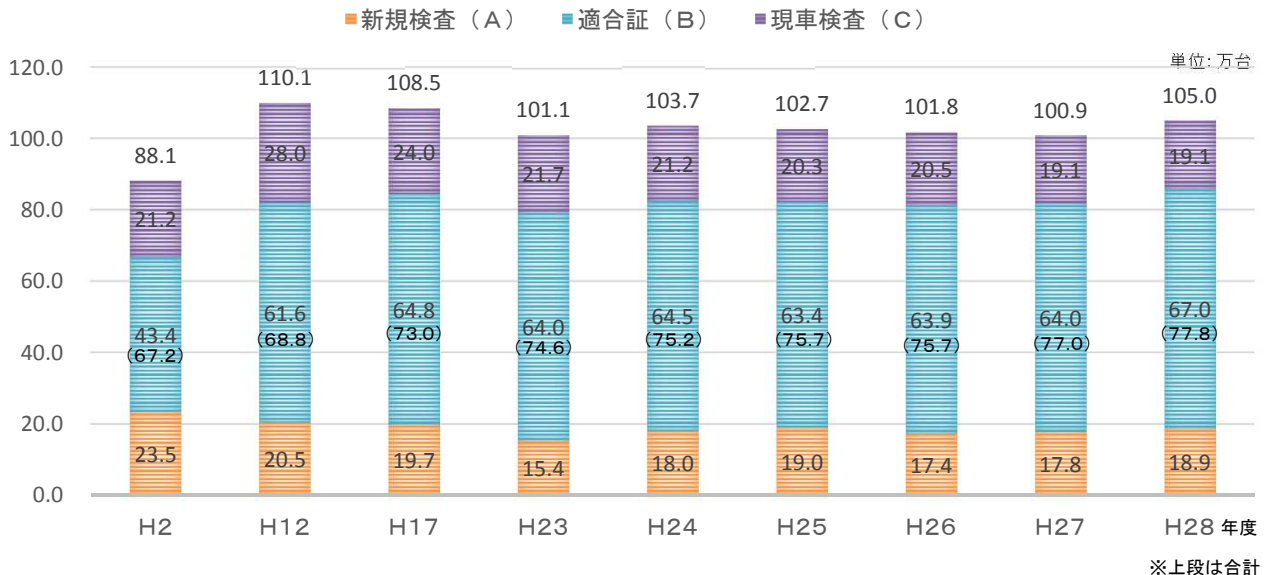


2. 支局・事務所別検査車両数の推移



※上段は合計

3. 検査種別の検査車両数の推移



※上段は合計

注1 新規検査(A)には、構造等変更検査及び予備検査を含む。

注2 適合証(B)は継続検査のみで、新規検査における指定整備を除く。

注3 現車検査(C)は、継続検査の現車検査と分解整備検査(平成10年11月まで)を含む。

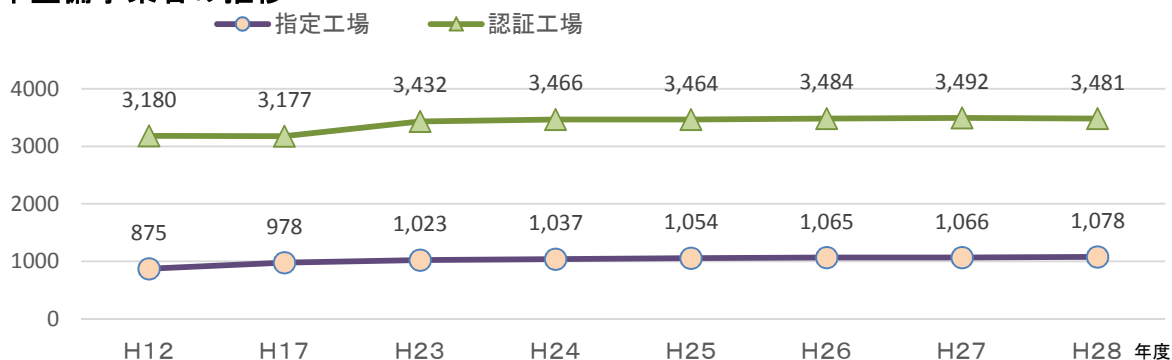
注4 図中()書きは指定整備率(B/(B+C))を示す。

福岡県内の自動車分解整備事業場（認証工場）は、平成29年3月末現在3,481工場で平成21年度以降若干増加している。また、指定整備事業場（指定工場）も、1,078工場と同様に増加傾向である。

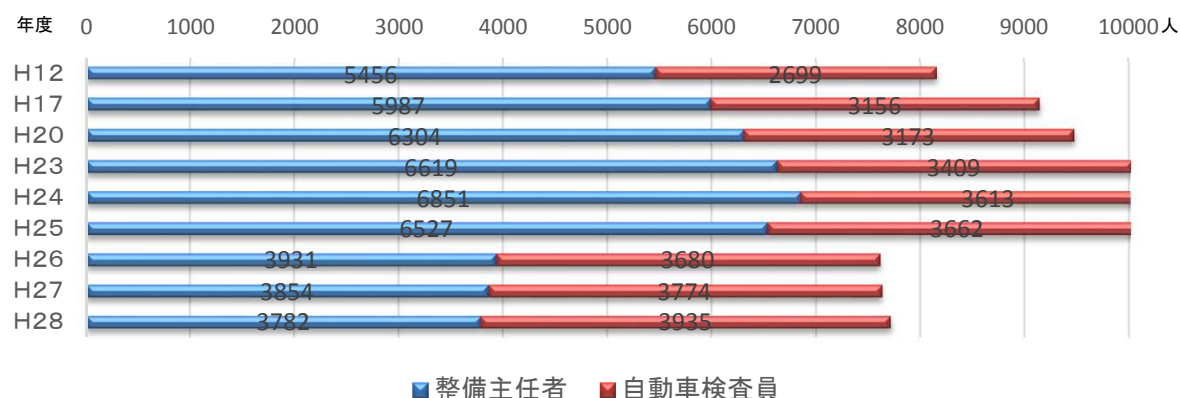
平成14年度より一級小型自動車整備士試験が実施されており、平成29年3月末現在で489名が有資格者となっている。

近年、自動車にはITの発達により最新技術や新機構が大幅に採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局による整備主任者研修や自動車検査員研修を毎年実施している。

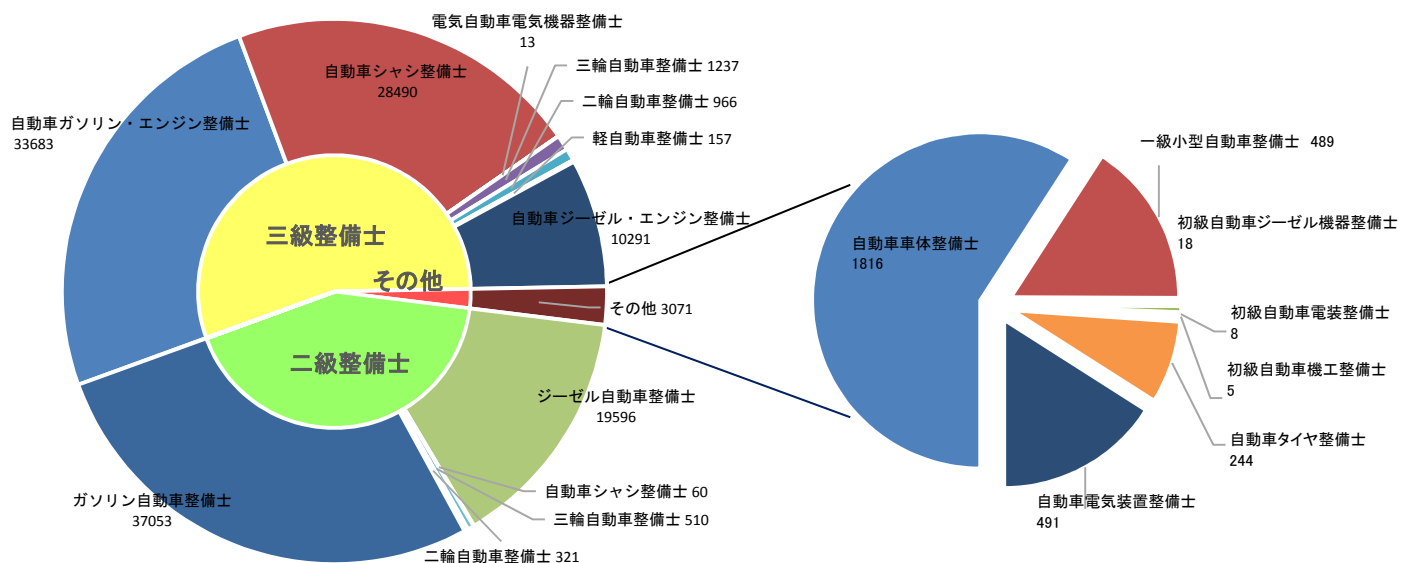
1. 自動車整備事業者の推移



2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者件数(平成29年3月末現在)



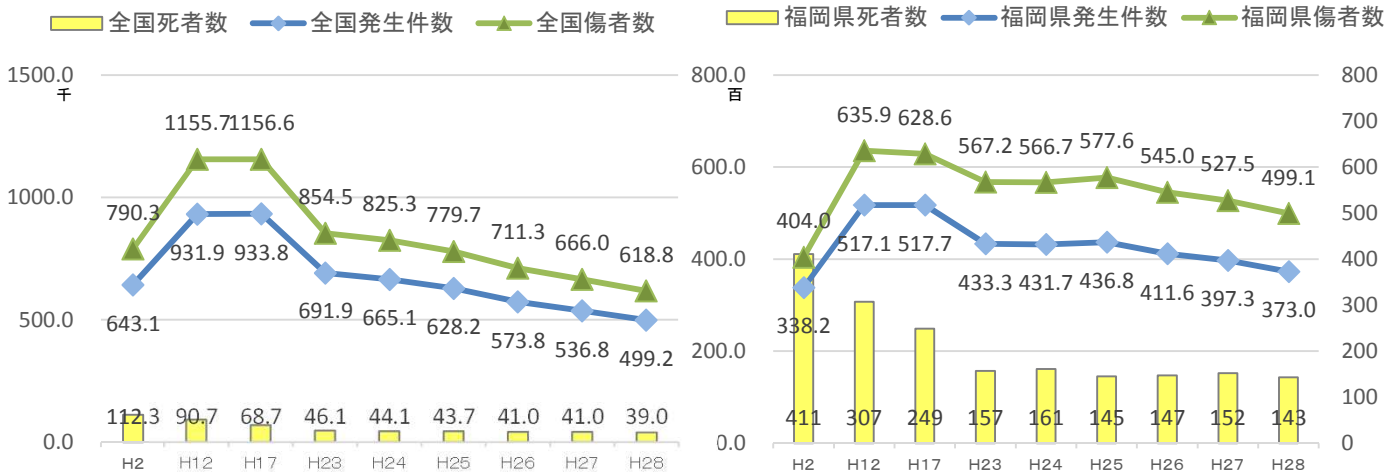
自動車の事故・公害関係の概況

整備担当

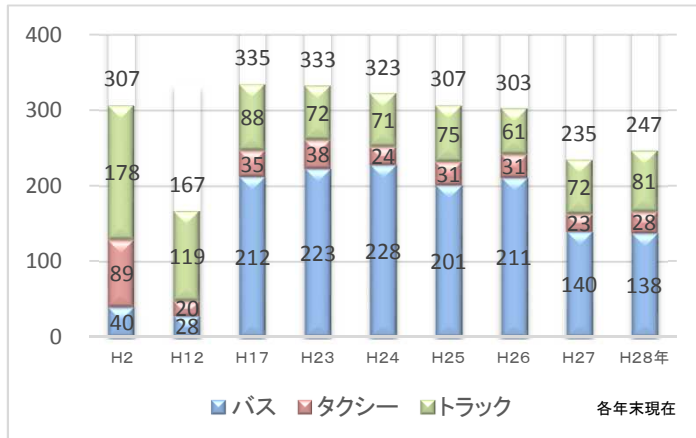
福岡県における平成28年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数247件、死者数31人、負傷者数164人であり、件数・死者数・負傷者数は平成23年以降減少傾向となっている。

自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、バス・タクシー・トラック事業者を中心に圧縮天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに低公害自動車等の取得等において税制上の特例措置を講ずることにより、その普及対策を図ることとしている。

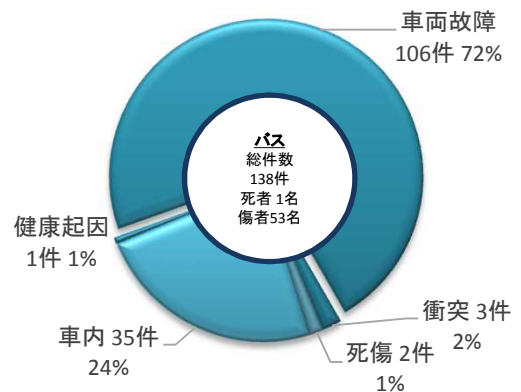
1. 事故発生状況の推移



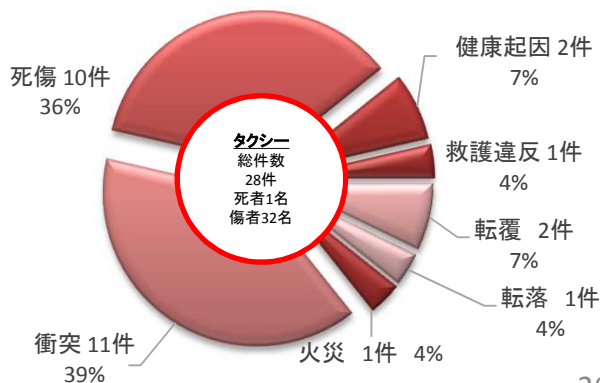
2. 福岡県における事業用自動車重大事故発生状況の推移



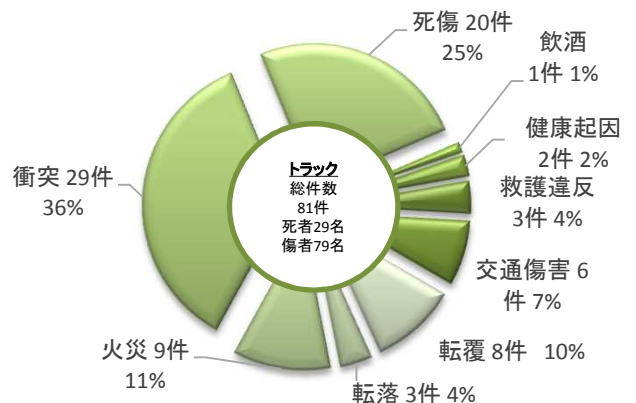
バスの事故種別発生状況(平成28年末)



タクシーの事故種別発生状況(平成28年末)



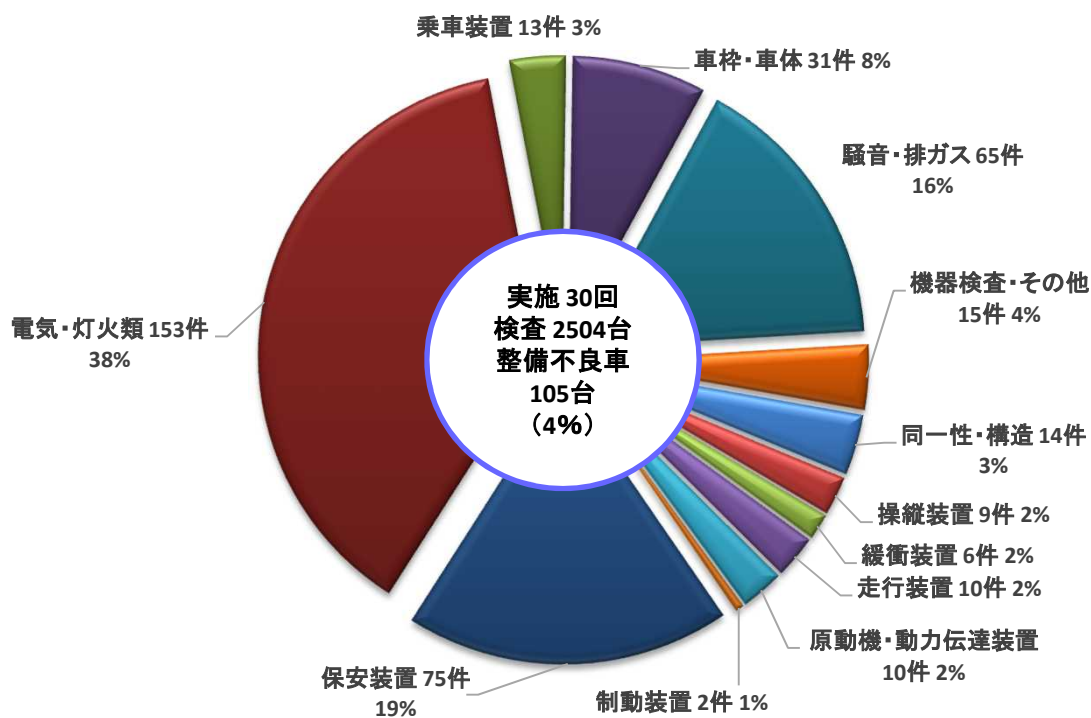
トラックの事故種別発生状況(平成28年末)



不正改造車を撲滅するため、不正改造行為の禁止規定の新設及び整備命令制度の強化を図った「道路運送車両法の一部を改正する法律」が平成15年4月から一部施行されたところであり、警察と連携のもと、早朝・深夜における不正改造自動車の取締まりのための街頭検査を積極的に実施している。

なお、平成17年度からは、不正燃料による環境破壊防止のため、街頭検査等の際に使用する燃料に係る検査も実施している。

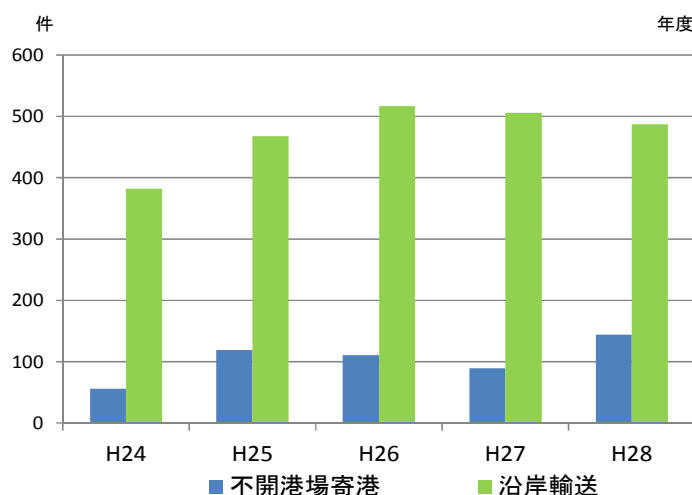
装置別整備不良件数(平成28年度)



1. 不開港寄港及び沿岸輸送の特許関係

平成28年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は144件、沿岸輸送の特許件数は487件である。

沿岸輸送特許は、大半が運航者の業務上の使用品である空コンテナの輸送である。
(※管内における開港場は、関門港、苅田港、博多港、三池港、厳原港の5港である。)



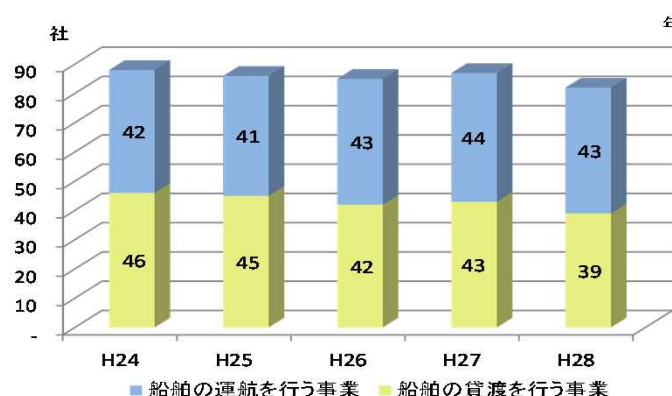
特許件数の推移(単位: 件)

	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
不開港場寄港	56	119	111	89	144
沿岸輸送	382	468	517	506	487

2. 内航海運関係

県内における内航海運事業者の概況は下表のとおりで、登録事業者数は82事業者(船舶の運航を行う事業者43事業者、船舶の貸渡を行う事業者39事業者)となっている。

内航海運事業者数の推移(登録事業者)



内航海運事業者数の推移(登録事業者)

業種	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
船舶の貸渡を行う事業	46	45	42	43	39
船舶の運航を行う事業	42	41	43	44	43

支配隻数及び支配船腹量(船舶の運航を行う事業者)の推移[登録事業者]

	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
支配隻数	186	179	187	184	181
支配船腹量	207,076	209,775	222,501	216,468	216,602

3. 旅客船事業の概況

県内の旅客船事業者の概況は下表のとおりで、一般旅客定期航路が13事業者22航路、特定旅客定期航路が1事業者1航路、旅客不定期航路が21事業者23航路(実事業者29)46航路となっている。
一般旅客定期航路事業は、北九州地区では関東、関西への長距離フェリー等が特徴であり、福岡地区では、その大半が壱岐・対馬、玄界灘の離島航路である。
また、旅客不定期航路は関門港内、博多湾及び壱岐・対馬周辺の周遊航路である。

福岡県内における旅客航路事業数の推移(長崎県壱岐、対馬を含む)

	S60	H7	H17	H26	H27	H28
事業者数	24	30	30	29	29	29
定期航路	20	23	24	23	22	22
不定期航路	11	18	21	24	23	23
特定航路	1	3	1	1	1	1

各年度4月1日現在

4. 旅客・自動車航送の輸送実績

県内航路の平成28年度における旅客輸送実績は、一般旅客定期航路事業が356万9千人、旅客不定期航路が7万8千人、特定旅客定期航路が5万人、合計369万7千人で前年度に比べて2万5千人(約0.68%)増加となっている。
また、自動車航送実績は、トラック換算ベース約46万台で、前年度に比べ2万2千台(約4.8%)増加している。

一般旅客定期輸送実績の推移(単位:万人)

	H24	H25	H26	H27	H28
長距離旅客	36.8	39.2	35.8	44.1	41.9
離島補助航路旅客	170.0	168.7	165.6	176.6	176.0
離島航路旅客	56.4	58.4	57.0	60.3	63.8
その他旅客	103.0	89.4	81.9	74.0	75.2
合 計	366.2	355.7	340.4	355.0	356.9

年度

一般旅客定期輸送実績の推移(単位:万台)

	H24	H25	H26	H27	H28
離島補助航路車両	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0
離島航路車両	6.8	6.7	6.5	6.6	6.8
長距離車両	33.7	35.9	34.9	36.2	38.2

年度

5. 対外旅客定期航路事業の概況

福岡県は、韓国に近いという地理的優位性から対外旅客定期航路が充実しており、平成29年12月現在、博多～釜山間を3社（フェリー1隻、ジェットfoil4隻）が運航している。

博多と釜山を結ぶ対外旅客定期航路事業の輸送実績は、平成19年度に過去最高の83万人台を記録したが、その後の日韓の政治、経済動向、新型インフルエンザ・MARSの発症、セウォル号沈没事故などの影響により利用者の変動が著しい状況にある。平成28年度の旅客輸送実績は、同年4月の熊本地震や朝鮮半島情勢の緊迫化の影響を受けて対前年度約2.7万人（5.8%）減少の43.2万人であった。



6. 海事産業次世代人材育成事業の概況

九州運輸局では、平成20年2月に海事関係団体とともに「九州海事産業次世代人材育成推進協議会」を設置し、青少年に海の大切さ、海事産業の役割と重要性の周知を図るため海事施設見学会等により広報活動を強力に推進している。

福岡運輸支局では門司港庁舎と若松海事事務所が合同で、平成28年度、福岡県内の小・中学校4校の児童・生徒93人と引率先生7人を対象にした海事施設見学会を実施した。特に当年度は、北九州市の大学生20人を対象にした見学会を実施して、周知の域を広げる取組を行った。



物流会社社員から講義を受ける大学生

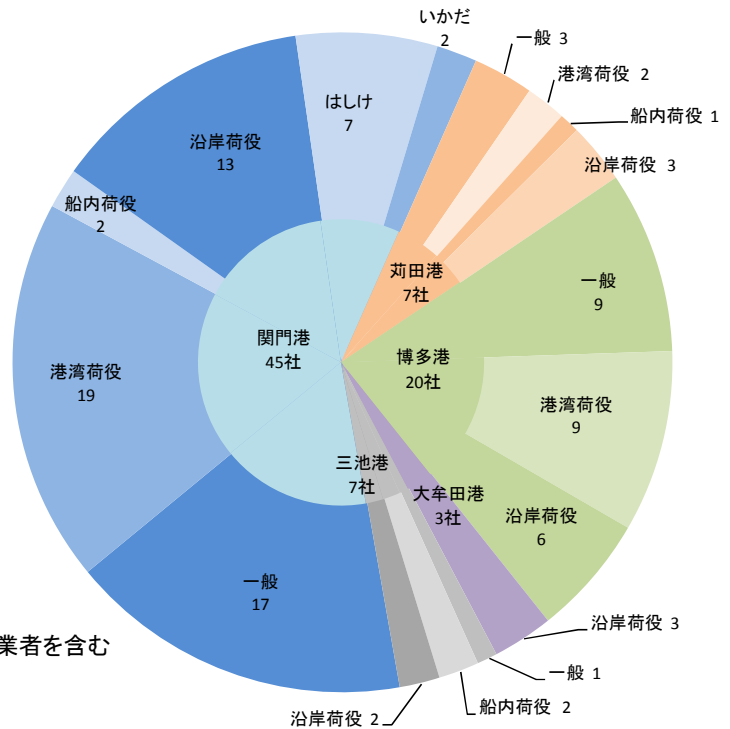


フェリーの船橋で機器操作の説明を聞く中学生

1. 港湾運送事業者

県内の港湾運送の指定港湾は、関門港、苅田港、博多港、大牟田港、三池港の5港で、平成29年3月31日現在、実事業者数は69社であり、港別の事業者数は右表の示すとおりとなっている。なお、港湾運送事業者の規模は 69社のうち資本金1億円以上は21社、1億円未満は48社となっており、大半が小規模事業者である。

※ 上記事業者の他に鑑定事業者1社



※ 関門港には下関の事業者を含む

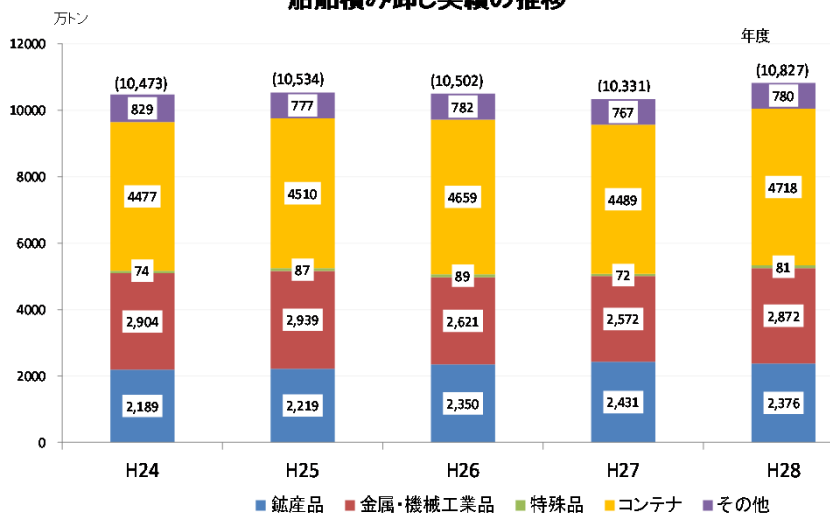
2. 港湾荷役実績

県内の港湾運送指定港湾の平成28年度の港湾荷役実績は、10,827万トンで、前年度に比べ496万トン(4.8%)増加した。

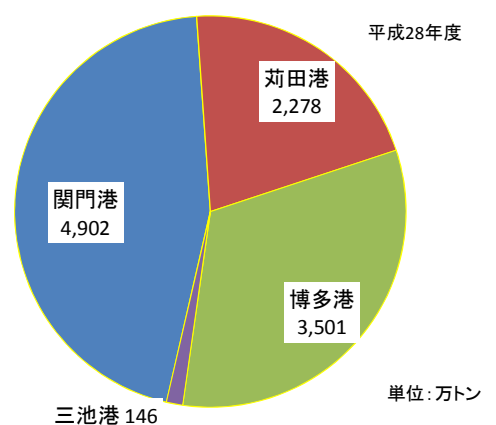
主要取扱貨物は、コンテナ、金属・機械工業品、鉱産品であり、中でもコンテナが、全取扱量の約44%を占めている。

関門港、博多港においては、近年の著しいコンテナ輸送需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するため、ひびき地区やアイランドシティ地区において港湾及び関連施設の整備が進められている。

船舶積み卸し実績の推移



港別貨物取扱量



【造船業】

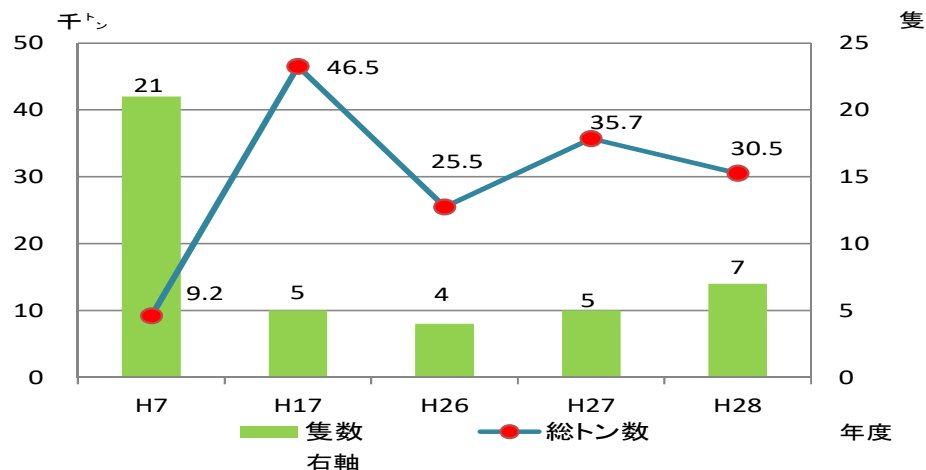
県内のほとんどの造船所は、内航船や小型漁船を対象としており、「修繕」が事業の主体となっている。

【船用工業】

管内の船用工業の事業者数は34者で、ほとんどが小規模事業者である。

船用工業の生産高は、平成28年は1,762百万円で、前年に比べて1,031百万円(36.9%)減少した。

1. 船舶建造実績の推移(竣工ベース)



船舶建造実績の推移(竣工ベース) (単位: 千トン)

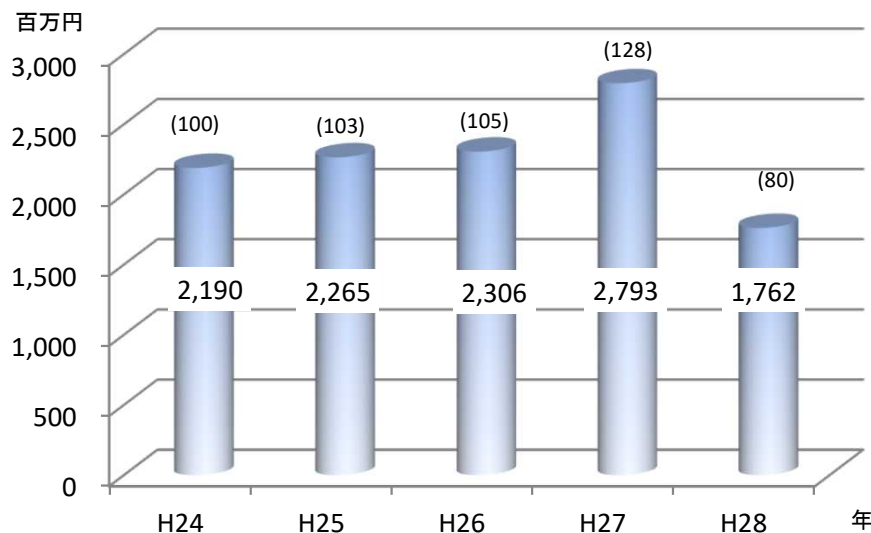
年度

	H7	H17	H26	H27	H28
隻数	21	5	4	5	7
総トン数	9.2	46.5	25.5	35.7	30.5

2. 船用関連事業者数 (平成29年10月1日現在)

船用内燃機関修理 12	船用補助機関製造 3	船用補助機関修理 1	軸系及びプロペラ修理 3	航海用機器類修理 4	ぎ装品製造 6	ぎ装品修理 2	部分品・付属品製造 2	その他の製品修理 1
----------------	---------------	---------------	-----------------	---------------	------------	------------	----------------	---------------

3. 船用関連事業生産高の推移



※各数値には長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

※()は指数
※船用工業統計年報より

船舶登録の概況

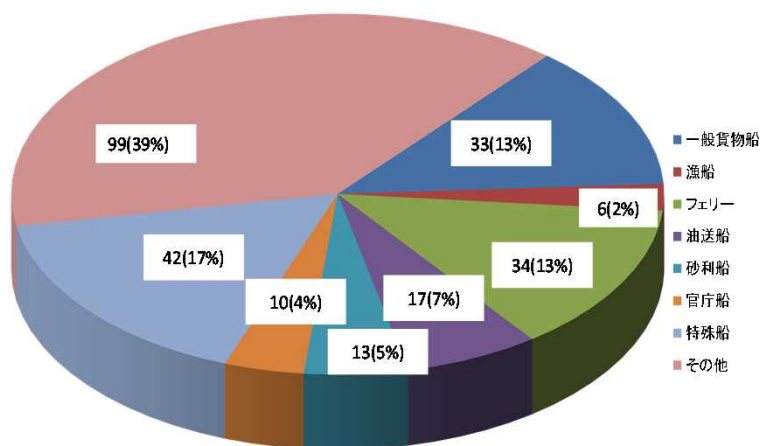
船舶担当

平成29年12月31日現在、福岡県内(市及び町)に船籍港を定める船舶の隻数は254隻、合計総トン数は、301,974.15トンである。用途別の隻数は作業船等(その他)が99隻と最も多く、2番目に特殊船が42隻、次に旅客船の34隻、以下は一般貨物船の33隻、油槽船17隻、砂利船13隻、官庁船10隻、漁船6隻の順となっています。

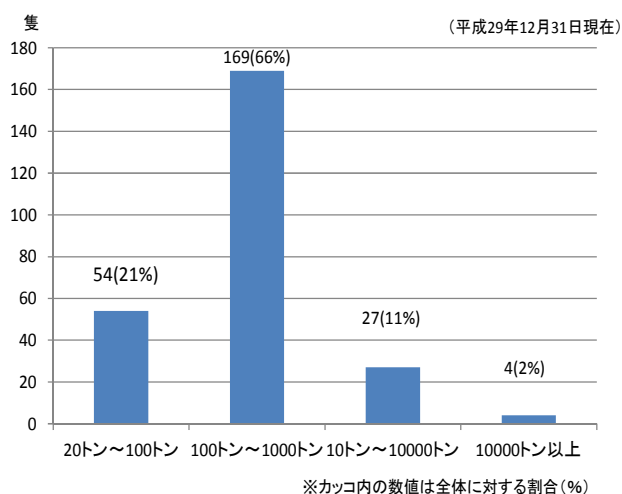
また、トン数階層別の隻数では、100トン以上1,000未満の船舶が、169隻と最も多く2番目に20トン以上100トン未満の54隻、3番目に100トン以上10,000トン未満の27隻、4番目に10,000トン以上4隻となっている。

昨年と比較して大きな変化は合計トン数が187,961.77トンから301,974.15トンになった。これは、平成29年3月に107,440トンの特殊船(ばら積み貨物船)が1隻、に若松船籍となったためである。

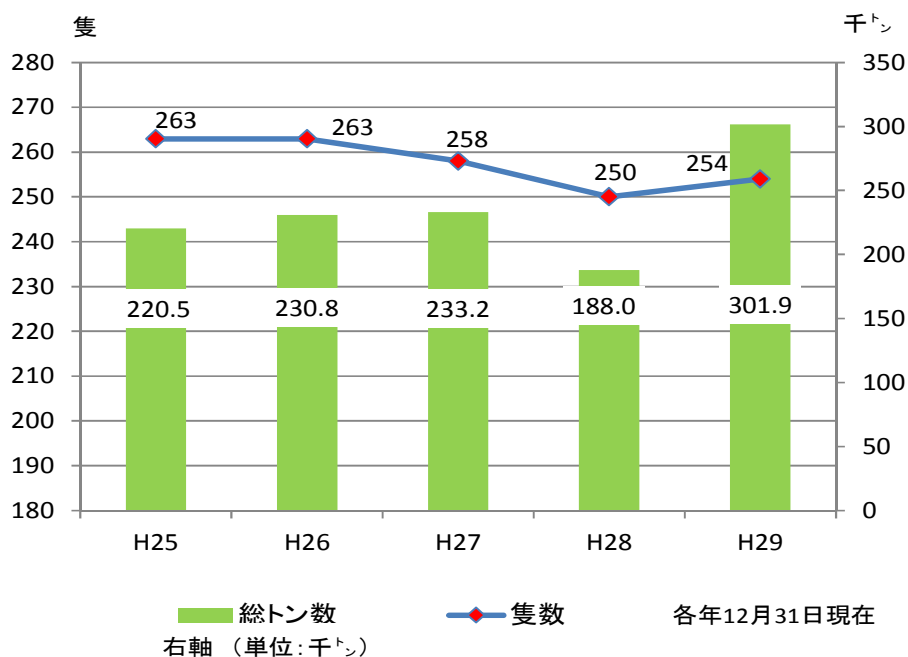
用途別在籍船舶隻数



トン数階層別在籍船舶隻数



在籍船舶の推移



モーターボート競走の概況

船舶担当

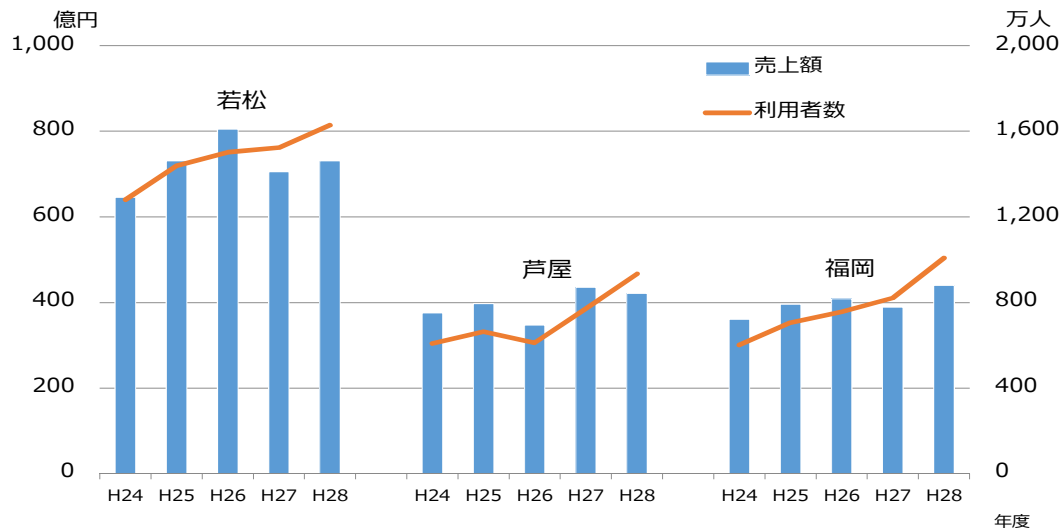
福岡県内には、福岡競走場、芦屋競走場及び若松競走場があり、モーターボート競走が施行されている。各競走場の概要と売上額等の推移は下表のとおりである。

1. 各競走場の概況

競走場名	施行者名	年間開催日数	施行者指定年月日	平成29年10月1日現在 場外発売場
福岡競走場	福岡市	162	昭和28年8月13日	
	福岡都市圏広域行政事業組合	24	※平成元年4月1日	
芦屋競走場	芦屋町	192	昭和27年10月18日	ボートピア勝山 ボートピア高城 ボートピア金峰 ミニボートピア天文館 ミニボートピア日向 ミニボートピア嘉麻 ミニボートピア宮崎 オラレ日南
若松競走場	北九州市	170	昭和28年10月18日	ミニボートピア北九州メディアドーム
	中間市行橋市競艇組合	24	※昭和44年4月1日	

※は初回指定年月日であり、その都度期限付で指定を受けている。

2. 福岡県内の各競走場の売上高及び利用者の推移



年度		(単位: 売上高 百万円 利用者数 千人)				
競走場	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
若松	売上額	64,596	73,062	80,488	70,500	73,070
	利用者数	12,808	14,392	15,023	15,239	16,284
芦屋	売上額	37,548	39,756	34,737	43,563	42,135
	利用者数	6,094	6,638	6,118	7,718	9,345
福岡	売上額	36,051	39,585	40,861	38,903	44,000
	利用者数	6,018	7,067	7,560	8,218	10,086
県内計	売上額	138,195	152,403	156,086	152,966	159,205
	利用者数	24,920	28,097	28,701	31,175	35,715
全国計	売上額	917,558	947,594	995,288	1,042,282	1,111,151
	利用者数	169,806	181,056	191,410	217,114	253,135

資料: 一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会

船舶検査業務の概況

検査担当

船舶の航行中に海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染等多大な影響を社会に及ぼすことになる。このため、船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するための必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等で確認している。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり、合格したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

船員関係業務の概況

船員担当

平成28年10月1日現在における県内の船員法適用船舶所有者は414事業者、船舶数は729隻、船員数は2,974人である。（予備船員は除く）

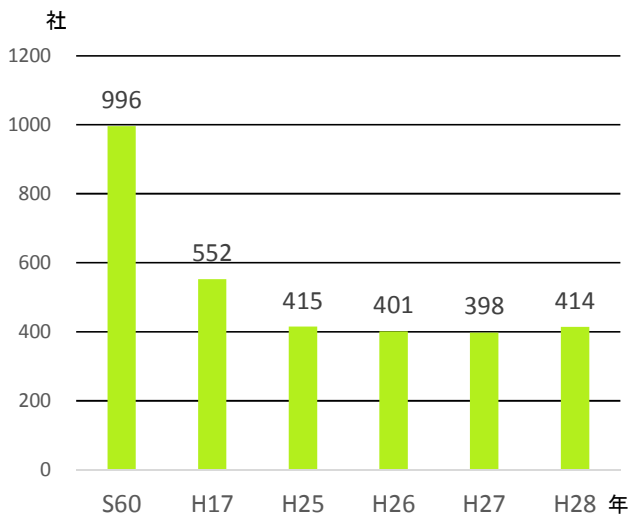
また、船員の船種別構成については、汽船船員が44.5%、漁船船員が17.4%、その他の船員が38.1%となっている。（その他とは官庁船、引き船、作業船等をいう。）

1. 船員法適用船舶所有事業者の推移

（各年10月1日現在）

2. 福岡県内船員等の推移

（各年10月1日現在）



	S60年	H17年	H25年	H26年	H27年	H28年
汽船	2,408	1,401	1,373	1,283	1,321	1,324
漁船	3,958	1,003	662	563	288	517
その他	1,465	1,408	1,054	1,114	1,145	1,133
計	7,831	3,812	3,089	2,960	2,754	2,974
船舶隻数	1,609	932	697	688	698	729

単位:人

一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

3. 福岡県内の船員法に基づく各種資格認定等の推移(証印関係分)

	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
航海当直部員(甲板機関)	4	23	22	3	9
航海当直部員(甲板)	46	61	61	79	91
航海当直部員(機関)	17	11	15	41	57
タンカー危険物取扱責任者	41	65	63	105	112
RORO旅客船の要件確認	31	33	37	21	34
計	139	193	198	249	303

船員災害・疾病発生状況の推移(船種別・職種別)

県内の平成27年度における船員災害疾病発生件数は、下表のとおりであり、これは3日以上 の休業を要した災害と疾病について集計したものである。

実数でみると災害は32人、疾病は20人であった。千人率でみると災害は11.6、疾病は7.3であった。

(千人率とは船員1,000人あたりの年間発生率、その他とは官公庁船、引き船、作業船等をいう。)

1. 災害発生状況の推移

単位: 人

年度

	H23年		H24年		H25年		H26年		H27年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	28	19.2	12	8.3	11	8.0	10	7.8	13	9.8
漁船	1	1.6	4	7.3	5	7.6	2	3.6	9	31.3
その他	9	8.6	6	5.1	6	5.7	11	9.9	10	8.7
計	38	12.1	22	7.3	22	7.1	23	7.8	32	11.6

2. 疾病発生状況の推移

単位: 人

年度

	H23年		H24年		H25年		H26年		H27年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	20	13.7	16	11.1	21	15.3	8	6.2	11	8.3
漁船	0	0.0	2	3.7	3	4.5	1	1.8	0	0.0
その他	4	3.8	5	3.8	3	2.8	6	5.4	9	7.9
計	24	7.7	23	7.6	27	8.7	15	5.1	20	7.3

3. 船員災害・疾病発生状況合計の推移

単位: 人

年度

	H23年		H24年		H25年		H26年		H27年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	48	33.0	28	19.4	32	23.3	18	14.0	24	18.2
漁船	1	1.6	6	10.9	8	12.1	3	5.3	9	31.3
その他	13	12.4	11	10.6	9	8.5	17	15.3	19	16.6
計	62	19.8	45	14.8	49	15.9	38	12.8	52	18.9

一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

海技資格及び水先関係業務の概況

船員担当

1. 海技士免許取扱件数の推移

単位: 件	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
免許	538	666	485	519	532
更新	576	711	589	643	651
再交付	77	91	89	105	112
訂正	26	26	31	36	29
限定解除	124	156	270	517	474

2. 小型船舶操縦免許取扱件数の推移

単位: 件	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
免許	3,559	4,514	4,540	4,625	4,777
更新	10,874	14,169	11,868	9,766	10,376
再交付	1,213	1,892	1,765	1,740	1,745
訂正	48	71	92	77	71

3. 水先法航海実歴認定件数の推移

単位: 件	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
認定件数	38	26	41	29	37

船員職業安定関係業務の概況

船員担当

- ・ 県内における職業紹介実績の推移は下表のとおりで、平成28年度は、新規求人は増加したが、新規求職及び成立数は減少した。
- ・ また、県内における船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりである。

1. 船員職業紹介実績の推移

単位: 件	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
求人申込数	412	451	702	525	571
求職申込数	320	344	363	381	325
成立	72	85	82	55	43

2. 船員失業保険金支給実績の推移

	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
支給金額(10万円)	207.2	202.4	106.8	133.6	151.7
受給者実数(人)	137	137	67	92	110
支給件数(件)	154	154	85	101	126
年度末受給者数	5	7	5	7	6

運航労務監理官関係業務の概況

運航労務監理官

運航労務監理官とは、船舶運航事業における安全の確保を目的として設置されている執行官であり、次の4つの業務を行っている。

- ① 船員法関係法令に基づき船員の労働条件・労働環境の保護を目的とする船舶及び事業場監査業務
- ② 海上運送法・内航海運業法に基づく船舶の安全運航の確保を目的とする運航監理業務及び船舶運航事業者を対象とした運航安全管理研修会の実施
- ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶乗組員に必要とされる海技資格を確認する立入検査業務
- ④ 船員職業安定法に基づく船員派遣事業の適正な運営の確保を目的とする立入検査業務

なお、福岡県内では、九州運輸局に9人、福岡運輸支局（門司港庁舎）に2人、若松海事事務所に2人計3ヶ所13人の運航労務監理官が配置されている。

船舶（事業場）監査状況の推移（福岡県）

1. 船舶（事業場）・船員の監査数の推移

	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
監査延日数（日）	224	159	325	344	362
監査船員数（人）	884	623	939	1,070	1,418
監査船舶数（隻）	168	121	159	178	204

2. 船舶（事業場）・船員の違反件数等の推移

	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
違反船舶数（隻）	6	8	7	11	13
違反件数（件）	9	11	7	17	18
勧告船舶数（隻）	2	5	8	3	3
勧告件数（件）	2	7	8	6	6

外国船舶監督業務の概況

外国船舶監督官

船舶は、船舶及び人命の安全、また海洋環境保護を目的として締結された国際条約に基づく規則を満足しなければならず、船籍国はこれら規則を遵守させる責任がある。しかし、船籍国の中には十分な船舶検査制度及び船員資格要件を確立していない国もある。1970年代に増加した、税金及び船員の賃金等の運航コスト削減のため第三国に船籍を置く便宜置籍船の船籍国の多くは、前述した責任を十分に果たしていない国々であり、これが条約基準を満たさない船舶（「サブスタンダード船」と呼ぶ）の増加の最大の要因となった。これら船籍国の責任を補完するため、国際海事機関により寄港国による外国船舶の検査（「Port State Control = PSC」と呼ぶ）が制定された。

外国船舶監督官は、これらサブスタンダード船の排除を目的として船舶へ訪船し、船体構造、航海・安全設備、海洋汚染防止設備並びに船員資格等の検査を実施している。検査において発見された欠陥については、船長に対し適切な措置を行うよう是正指導を行っている。また、海難船舶に対しては、次の航海の安全と海洋環境の保全を目的として検査を実施している。

福岡県では、九州運輸局（本局）に外国船舶監督官6名及び福岡運輸支局（門司港庁舎）に外国船舶監督官3名が配置されている。

また、若松海事事務所には外国船舶監督官が未配置であるため、運航労務監理官2名が外国船舶監督業務を担当している。

なお、平成28年度の管内の検査実績は141隻である。



外観検査



書類検査



船内巡視（船橋）



船内巡視（機関室）

自動車技術総合機構は、国土交通省所管の独立行政法人で福岡県内に4箇所の事務所があります。

平成14年7月に国が普通自動車の検査業務(いわゆる「車検」)を切り離し、保安基準適合性審査業務を自動車検査法人に移管して行う事とされたため旧自動車検査独立行政法人が発足しました。

平成28年4月1日より「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年法律第44号平成27年6月24日公布)に基づき、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合し、併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を移管して行うこととされ、自動車技術総合機構が設立されました。

車検場の検査業務では、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、また、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検の防止をするため、新規検査の際に、自動車の寸法測定に合わせて車体の架装状態の画像データが取得可能な三次元測定器を使用した検査を運用しています。

車検場での検査業務以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際走行している車両の基準適合性の確保を図ります。検査業務を通して、安全で環境にやさしい車社会を守る役割を果たしています。

また、カスタムカーショーやカー用品ショップで不正改造防止のための啓発活動を行っています。

自動車の登録確認調査業務(申請書類の事前確認業務等)

※登録確認調査事務の確実な実施に向けて、事務及び人員の移管は平成30年度開始までに完了することとされています。



自動車検査の主な種類

検査の種類	内 容	主に使用する検査コース
 新規検査	新たに自動車を使用するとき 受ける検査(道路運送車両法第59条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 継続検査	自動車検査証の有効期間を更新する ときに受ける検査(同法第62条)	● 保安コース
 構造等変更検査	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載 量等に変更が生じるような改造をし たときに受ける検査(同法第67条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 街頭検査	整備不良車や不正改造車等の排除の ため路上等において行われる検査 (同法第100条)	———

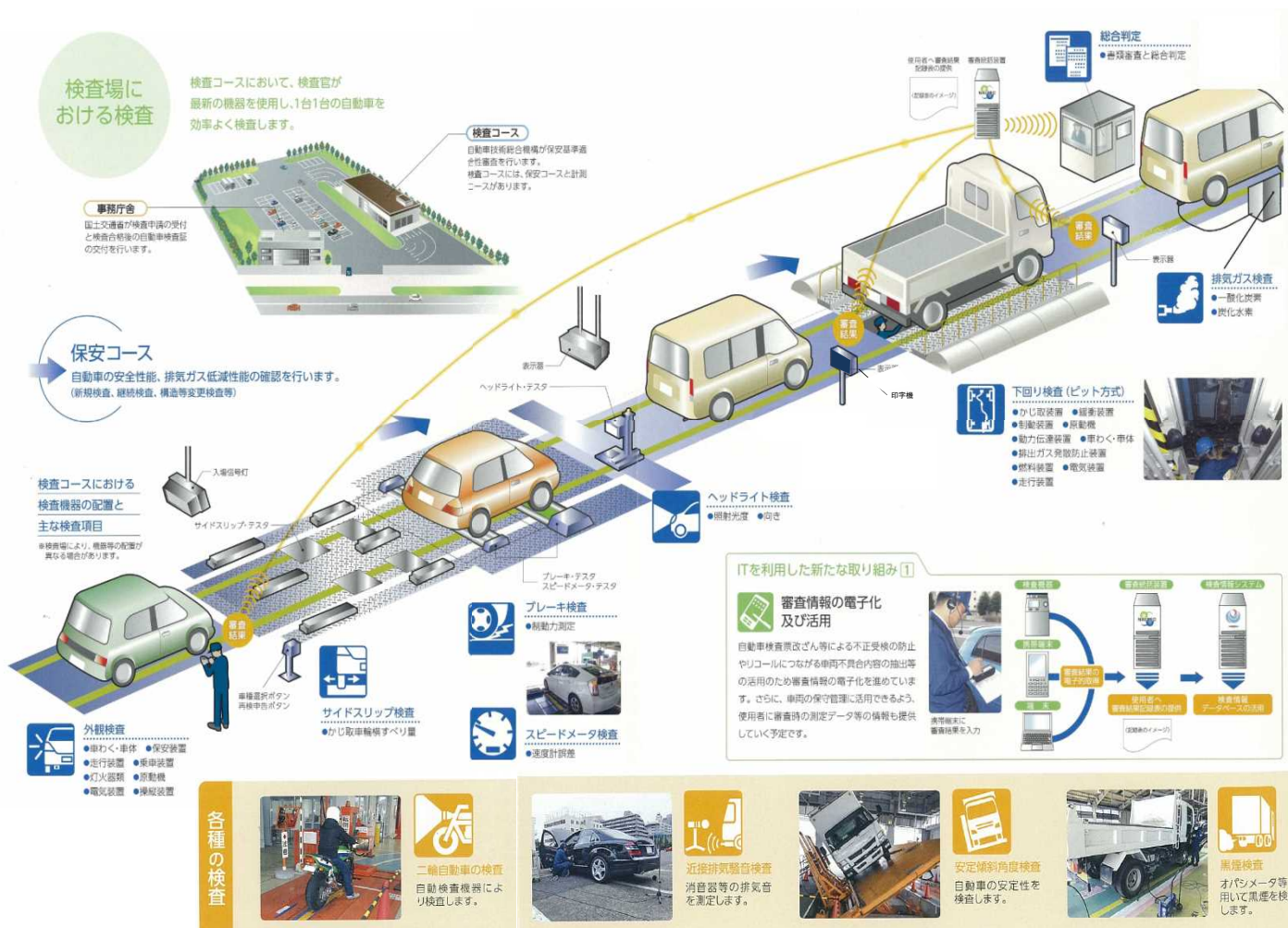
自動車検査における自動車技術総合機構の役割

自動車技術総合機構は、道路運送車両法に基づき、自動車検査のうち、保安基準適合性審査を担当しています

自動車検査の流れと業務の分担



各事務所車検場での検査



街頭検査

路上等において検査官が検査を行います。

整備不良車や不正改造車に対しては、国土交通省の担当官が整備命令の発令等を行います。

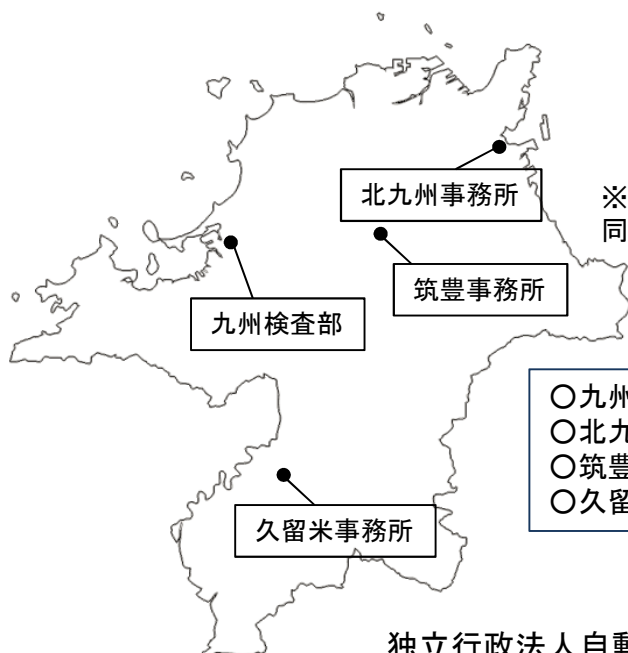


不正改造車の使用等が多いと想定される地域での特別街頭検査を実施

カスタムカーショーの会場周辺や『初日の出暴走』など、不正改造車が多いと想定される地域において、不正改造車を排除するための特別街頭検査を実施しています。



福岡4事務所の位置及び住所



※福岡運輸支局(本庁舎)及び県内の自動車検査登録事務所と同一場所に所在しています。

- 九州検査部 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10-40
- 北九州事務所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4-1
- 筑豊事務所 〒820-0115 飯塚市仁保23-29
- 久留米事務所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290

独立行政法人自動車技術総合機構ホームページ

<http://www.naltec.go.jp/>

福岡運輸支局等の概況

- 昭和22年3月 (福岡自動車事務所)
臨時物資需給調整法に基づく事務を処理するため、運輸省告示第71号によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所を設置。
同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県により移管され、自動車行政事務を行う。
福岡自動車事務所を国鉄吉塚駅構内に設置。
- 昭和23年1月 (福岡道路運送法監理事務所)
道路運送法の施行に伴い、従来の自動車事務所を廃止。
各県庁所在地に道路運送管理事務所を設置し、運輸省の地方出先機関として陸運行政を行う。
- 昭和24年8月 (福岡陸運局福岡分室)
運輸省設置法の制定に伴い、運輸省令第42号により、道路運送監理事務所を廃止し、福岡陸運局福岡分室となる。
- 昭和24年11月 (福岡県陸運事務所)
昭和24年8月1日、陸運局分室を廃止し地方自治法付則第4項により、陸運事務所を設置。
- 昭和40年5月 (北九州支所の開設)
北九州市小倉南区北方に北九州支所を開設し、5市・4郡を管轄区域とし業務を開始。
- 昭和43年3月 福岡市東区千早に移転。
- 昭和51年4月 北九州支所の庁舎・車検場を「小倉南区新曾根」に移転。
- 昭和54年2月 (久留米支所の開設)
久留米市上津町に久留米支所を開設し8市7郡を管轄区域として業務を開始。
- 昭和59年7月 (九州運輸局発足)
福岡陸運局と九州海運局を統合し、九州運輸局発足。
- 昭和60年4月 (陸運支局及び自動車検査登録事務所)
道路運送法等の一部を改正することにより陸運事務所・支所は陸運支局及び自動車検査登録事務所となり、運輸省直轄となる。
- 昭和60年10月 (筑豊自動車検査登録事務所の開設)
嘉穂郡庄内町に筑豊自動車検査登録事務所を開設し、4市3郡を管轄区域として業務を開始。
- 平成13年1月 (国土交通省発足)
中央省庁再編により、運輸省は北海道開発庁、国土庁、建設省と統合し、「国土交通省」となった。
- 平成14年7月 (福岡運輸支局発足)
福岡陸運支局と福岡海運支局を統合し、福岡運輸支局発足。
また、「検査部門」が「自動車検査独立行政法人九州検査部」へ移行した。
- 平成18年7月 (スタッフ制への移行)
組織改正により、全ての課がスタッフ制へと移行した。

福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革

昭和18年11月	官制改正により運輸通信省が新設され「門司海務局」の業務に税関業務を併合して「門司海運局」と改称し、博多支局及び博多支局博多港駅出張所、福岡飛行場出張所を開設。
昭和19年6月	博多支局を福岡支局と改称。
昭和20年5月	官制改正により運輸通信省は、運輸省と通信省に分離。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和21年2月	福岡飛行場出張所を廃止。
昭和21年6月	官制改正により税関業務を大蔵省へ移管。 福岡支局博多港駅出張所を廃止。
昭和22年4月	官制改正により海港検疫業務を厚生省に、動物検疫及び植物検疫業務を農林省に移管。
昭和23年5月	官制改正により船舶職員試験、港則法関係業務を海上保安庁に移管。
昭和24年1月	官制改正により船舶検査関係事務を海上保安庁へ移管。
昭和24年6月	運輸省設置法及び海運支局等組織規定を公布。
昭和26年6月	厳原支局(昭和18年11月設置)を出張所に降格、福岡支局の管轄下となり、厳原支局芦辺出張所も福岡支局芦辺出張所となる。
昭和27年8月	運輸省設置法を一部改正。船舶安全法、船舶職員法関係業務を海上保安庁から移管、公共船員職業安定所は海運局内部機構となり、名称を船員職業安定所と改称。福岡支局に船員職業安定所を設置。
昭和31年1月	福岡支局芦辺出張所を福岡支局壱岐出張所と改称。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、福岡支局に専任の船員労務官を配置。
昭和41年4月	福岡港湾合同庁舎竣工、石城町より移転。
昭和46年4月	厳原出張所、壱岐出張所を廃止。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部改正により、地方海運局と地方陸運局を統合し地方運輸局を設置。「九州海運局福岡支局」を「九州運輸局福岡海運支局」と改称。
平成9年4月	外国船舶監督官制度が創設され、福岡海運支局に外国船舶監督官を設置。
平成13年1月	中央省庁再編により、運輸省が「国土交通省」となる。
平成14年7月	地方運輸局の組織再編により、「福岡陸運支局」と「福岡海運支局」を統合し、「福岡運輸支局」を設置。
平成15年4月	三池海事事務所が廃止され、同事務所が管轄していた福岡県に係る区域が管轄区域に追加。
平成16年3月	福岡港湾合同庁舎移転竣工、沖浜町1-22より移転。
平成18年7月	「課」制を廃止して「スタッフ」制を導入。
平成18年8月	支局沖浜庁舎を閉庁して門司港庁舎を開設。

若松海事事務所の沿革

昭和10年9月	熊本逓信局海事部若松出張所が開設された。
昭和16年2月	官制制定に伴い、門司海務局が設置され、門司海務局若松支局となり船舶・船員・港務及び検疫関係事務が移管された。
昭和18年11月	官制改正により、門司海務局に門司税関が合併、門司海運局と改称され、同時に本局直轄の出張所となった。
昭和20年2月	門司海運局若松出張所が門司海運局洞海湾部と改称された。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和20年11月	九州海運局洞海湾部は廃止され、本局直轄若松出張所となった。
昭和21年6月	若松支局に昇格した。
昭和23年5月	官制改正により、港則法、船舶職員法関係事務を海上保安庁に移管された。
昭和23年12月	船員職業安定法施行に伴い、若松公共船員職業安定所が開設され、事務所が若松支局内に置かれた。
昭和24年1月	官制改正により、船舶安全法関係事務が海上保安庁に移管された。
昭和24年4月	八幡市、戸畑市にそれぞれ分室が設置された。
昭和24年6月	八幡分室が出張所に昇格(本局直轄)した。
昭和26年6月	八幡出張所(本局直轄)は若松支局八幡出張所となった。
昭和27年8月	運輸省設置法の一部改正により、海上保安庁所掌業務のうち船舶安全法関係事務及び船舶職員法関係業務が移管された。
昭和31年1月	戸畑分室が出張所に昇格した。
昭和37年1月	戸畑新港分室が設置された。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官が配置された。
昭和46年4月	運輸省設置法の一部改正により、戸畑・八幡の各出張所を廃止、九州海運局長通達により、戸畑新港分室が廃止された。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州海運局若松海運支局と改称された。
平成13年1月	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の規定により国土交通省となった。
平成14年7月	国土交通省設置法の一部を改正する法律等により、九州運輸局若松海運支局は九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所となった。
平成18年7月	運輸支局等において、課制を改めスタッフ制が導入された。

福岡運輸支局等の主な業務内容

福岡運輸支局（本庁舎）

総務企画部門

倉庫業に関すること。
交通に関する消費者・利用者ニーズの収集、把握に関すること。
総務、人事、会計に関すること。

輸送部門

自動車運送事業に関すること。

監査部門

自動車運送事業の指導及び業務監査の実施。

整備部門

自動車の整備事業の指導監督、環境対策、運送事業の安全対策、リコール、対策、街頭検査に関すること。

登録部門

自動車の登録に関する事務、自動車の統計に関すること。

福岡運輸支局（門司港庁舎）

運航部門

倉庫業に関すること。
旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許並びに海事代理士に関すること。

船舶部門

船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。

船舶検査官

船舶の検査及びISM等の審査に関すること。

外国船舶監督官

外国船舶の監督に関すること。

北九州、久留米、筑豊の自動車検査登録事務所

自動車の登録事務に関すること。

若松海事事務所

監理部門

倉庫業に関すること。
旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許並びに海事代理士に関すること。
船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。
外国船舶監督のうち船員に関すること。

管轄区域

福岡運輸支局（本庁舎）

輸送関係業務・監査関係業務・整備関係業務	福岡県内一円
倉庫関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市、筑紫郡、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡及び長崎県のうち対馬市、壱岐市
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、筑紫郡、糟屋郡

福岡運輸支局（門司港庁舎）

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡

北九州自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
-------------------	-------------------------------------

久留米自動車検査登録事務所

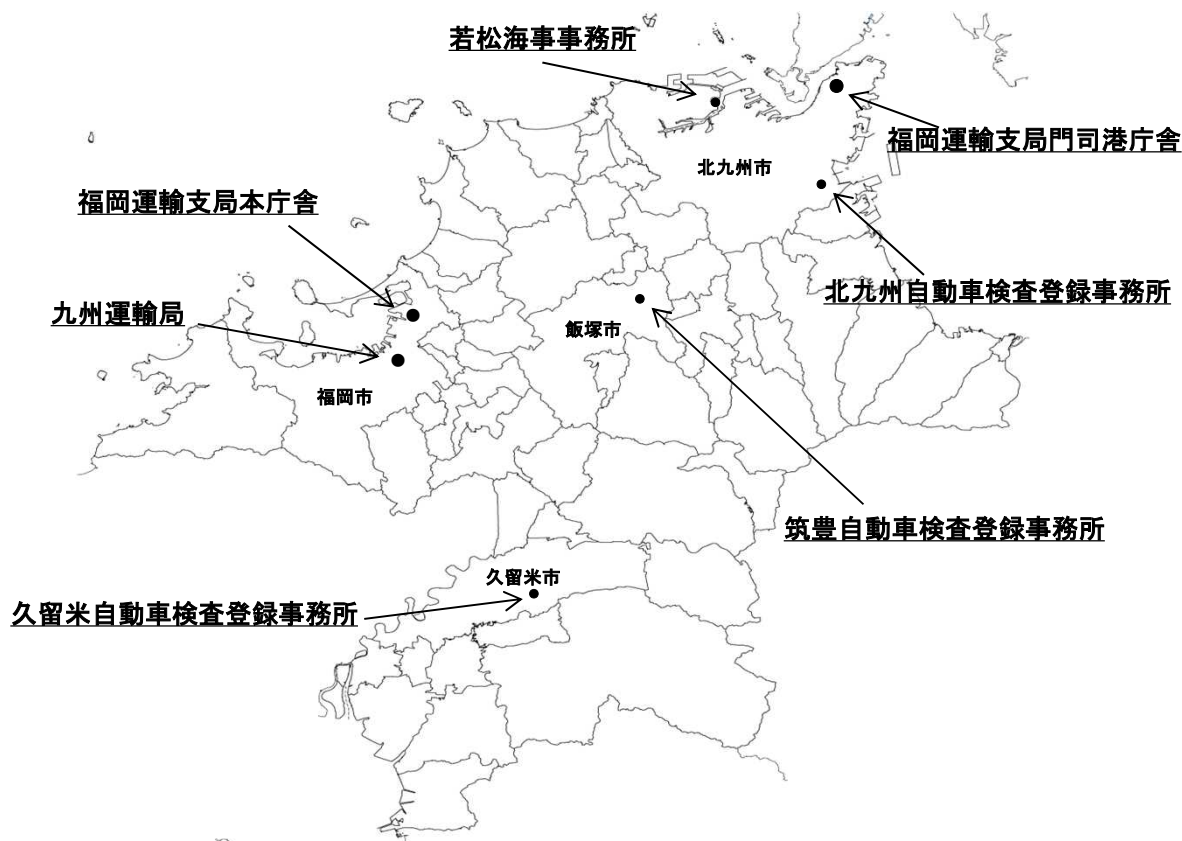
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡
-------------------	--

筑豊自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
-------------------	--

若松海事事務所

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、宗像市、福津市、飯塚市、嘉麻市、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡



九州運輸局福岡運輸支局(本庁舎)

住 所 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10番40号
 電 話 総務企画部門 092(673)1190 輸送部門 092(673)1191
 監査部門 092(673)1195 整備部門 092(673)1196
 登録コールセンター 050(5540)2078
 F A X (1階) 092(673)1197 (2階) 092(681)8090

九州運輸局福岡運輸支局(門司港庁舎)

住 所 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎6階
 電 話 代表 093(322)2700 F A X 093(322)2711

九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所

住 所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曽根4番1号
 電 話 登録コールセンター 050(5540)2079 検査関係 093(473)0481
 F A X 093(472)6451

九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所

住 所 〒820-0115 飯塚市仁保23番39号
 電 話 登録コールセンター 050(5540)2080 検査関係 0948(82)3380
 F A X 0948(82)3729

九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所

住 所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290
 電 話 登録コールセンター 050(5540)2081 検査関係 0942(21)9291
 F A X 0942(22)3085

九州運輸局福岡運輸支局 若松海事事務所

住 所 〒808-0034 北九州市若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎
 電 話 代表 093(751)8111 F A X 093(751)5382